

(求職者の方へ) 正しく受給するために必ずお読みください

雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり

受給資格決定年月日	令和	年	月	日	認定日 (型一曜日)
書類の状況 . . . 不備なし . 不備あり					型 曜日
1 住民票・運転免許証 () 2 通帳・キャッシュカード (本人名義) 3 写真 (たて3cm×よこ2.4cm) 2枚 4 個人番号確認書類 (マイナンバーカード等) 5 離職票 1・2 6 その他 ()	不備ありの方は、 月 日 までに左記の○印書類を、窓口 へ提出してください。				

◎ あなたの初回講習セミナーは次のとおりです。

日時	月 日 (曜日)
時間	時 分 開始
場所	ハローワーク() 階 会議室

※初回講習セミナーには、次のものを持参してください。

①受給資格者のしおり ②失業認定申告書 ③筆記用具 (黒のボールペン) ④ハローワーク受付票

◎ あなたの雇用保険説明会は次のとおりです。

日時	月 日 (曜日)
時間	時 分 開始
場所	ハローワーク() 階 会議室

※雇用保険説明会には、次のものを持参してください。

①受給資格者のしおり ②失業認定申告書 ③筆記用具 (黒のボールペン) ④ハローワーク受付票

◎ あなたの最初の失業の認定日は次のとおりです。

最初の失業認定日	月 日 (曜日)	時 分
場所	ハローワーク()	階 管理課

※認定日には、必ず次のものを持参してください。

①雇用保険受給資格者証 (説明会の日にお渡しします) ②失業認定申告書
③黒のボールペン ④受給資格者のしおり ⑤ハローワーク受付票

上記の日程に出席できない場合には、必ず事前に連絡してください。

雇用保険受給の手続きをすると、手続きをした日以前に雇用保険に加入していた期間は、基本手当等の支給の有無にかかわらず、その後の雇用保険の支給要件の計算には算入されませんのでご注意ください。

内容について不明な点がありましたら、お気軽に係員にお問い合わせください。

駐車スペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

『基本手当を受給されるみなさまへ(雇用保険受給者説明会用動画)』

厚生労働省HPから上記を選択して、Youtube厚生労働省動画をご覧ください。

【URLはこちら】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000134526.html>



就職活動は **カギ** 情報収集が!

LINE メニュー説明

<p>県内の人材育成一働きやすさで 認証・認定 企業紹介</p>	<p>働きやすさに取り組んでいる会社の情報 がほしい!</p> <p>労働局や沖縄県が認定・認証した企業の情報が見れる。</p>
<p>かんたん 求人検索</p>	<p>かんたんに県内の求人検索</p> <p>正社員求人、官公庁の求人、仕事と家庭が両立しやすい求人など</p>
<p>jobtag 職業情報提供サイト</p>	<p>未経験の職種にチャレンジ・経験を活かせる職業検索</p> <p>動画でご案内します。いろいろな切り口から職業を検索! 仕事内容が動画で見れる!</p>
<p>ハロートレーニング 急がば学べ 沖縄県内の 職業訓練情報</p>	<p>スキル・資格を身につける</p> <p>最新の沖縄県内の職業訓練情報をすぐにチェック</p>
<p>ログイン 求職者 マイページ</p>	<p>マイページへのログイン</p> <ul style="list-style-type: none"> HW からの情報提供 求職者からのリクエストが届く情報 求人検索条件の保存 (気になる求人も保存) 応募履歴の管理 応募結果の確認



セミナーや面接会などの情報

最新のイベント情報をすぐにチェック
(県内各ハローワークで実施する企業説明会、面接会、各種セミナー)





沖縄労働局・ハローワーク公式LINE

の友達登録をお願いします
QRコードまたはIDよりお友達登録
ID「@448gqpvv」

一日も早い再就職のために

雇用保険制度は、次の4つを大きな目的としています。

- ①働く方々が、万一失業してしまった場合に必要な給付を行って、生活の安定を図り、1日も早く再就職できるよう支援すること。
- ②定年後の再雇用、育児休業、介護休業により賃金が低くなる、またはなくなってしまうときに必要な給付を行って、仕事を続けられるよう支援すること。
- ③ご自身の働く能力を伸ばす取り組みを支援すること。
- ④働く方々が、能力に合った仕事に就き、安心してその仕事ができるように、失業の予防や仕事をする能力の開発・向上などを支援すること。

この「しおり」では、「生活の安定を図り、1日も早く再就職できるよう支援する」という①の目的のための給付（基本手当、再就職手当など）を中心に説明します。

雇用保険の支給を受けるためには、さまざまな手続きを定められた期日に、または期間内に行っていただく必要があります。

雇用保険についてわからないことがありましたら、どんなことでも遠慮なく、ハローワークの係員にお問い合わせください。

雇用保険の仕組みをしっかりとご理解いただき、1日も早い再就職の実現のため、ハローワークの各種サービスをご利用ください。

また、退職された船員の方が、引き続き船員での再就職をご希望の場合は、地方運輸局・海事事務所の窓口をご利用ください。

目次

はじめに

ハローワークのサービスをご利用ください	1
受給手続きのながれ	2

基本手当等の支給について

1 雇用保険を受けることができる人は？	3
2 失業の状態とは？	3
3 雇用保険受給資格者証の見方	5
4 基本手当の日額と給付日数は？	7
5 基本手当の支給を受けることができる期間は？	9
6 スタートは仕事探しの申込み	10
7 受給資格決定日からの「待期」	10
8 支給が始まるのは（給付制限がない場合）	11
9 離職理由によって、2か月（3か月）の給付制限があります	11
10 支給をまったく受けないうちに次の仕事が決まったら？	11
11 失業の認定とは？	12
12 失業認定申告書の書き方	13
13 求職活動実績とは？	17
14 求職活動実績にはどんなものがあるの？	18
15 基本手当の支払いについて	18
16 受給期間の延長とは？	20
17 離職後に事業を開始等した方の受給期間の特例について	21
18 紹介拒否などによる給付制限とは？	22
19 認定日にハローワーク等に来所しなかったときは？	22
20 認定日の変更について	23
21 就職または事業を開始することが決まったときは？	24
22 再就職手当について	24
23 再就職手当を活用しましょう	27
24 再就職手当の手続きは？	27

25 再就職手当受給後にも給付があります	29
26 就業手当について	32
27 常用就職支度手当について	34
28 その他の就職促進給付について	35
29 就職した後に、再び離職したときは？	37
30 氏名や住所を変更するときは	38
31 口座を変更するときは	38
32 個別延長給付について	39
33 安定所長・地方運輸局長の指示により公共職業訓練等を受講するときは？	40
34 病気やけがで働けなくなったときは？	40
35 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？	41

失業等給付は正しく受給しましょう

36 失業等給付は正しく受給しましょう	41
37 処分に不服があるときは？	44

その他

38 教育訓練給付について	44
39 雇用継続給付について	48
40 雇用保険と老齢厚生年金等との併給調整について	50
41 国民健康保険料(税)の軽減について	50
42 国民年金保険の保険料免除制度について	51
43 分庁・関連施設のご案内	52
44 労働基準監督署のご案内	52

(別添)

ハローワーク以外での求職活動

各種証明書(別紙1～別紙5)

週型カレンダー(2022年～2024年)

主な手続き一覧

ハローワークのサービスをご利用ください

ハローワークでは、みなさまが1日も早くご自身の希望される安定した仕事に就けるよう、職業紹介をはじめとしたさまざまなサービスを提供しています。

ハローワークは厚生労働省所管の国の機関ですので、全てのサービスが無料でご利用いただけます。以下にハローワークの主なサービスをご紹介しますので、ぜひご利用ください。

なお、ハローワークをご利用いただく際には、「**雇用保険受給資格者証**」をお持ちください。

仕事についての相談

ハローワークの職業相談窓口では、就職に関するさまざまな相談に対応しています。「希望する求人が見つからない」、「気になる求人があるのだけど、どうしよう・・・」など、どのようなことでも結構です。お気軽に窓口へお越しください。

また、現在の求人状況の説明や、1日も早い再就職のためのアドバイスなども行っています。

求人情報の提供

ハローワークには、さまざまな会社から、毎日新しい求人が寄せられています。

求人情報は、パソコンを使って簡単にご覧いただくことができます。

さらに、ハローワークでは、他のハローワークに出ている求人情報の提供も行っていますので、広範囲の求人情報を入手することができます。

希望の会社への紹介

応募したい求人がありましたら、職業相談窓口へお越しください。

その求人についての説明やアドバイス、もちろんご質問もお受けしたうえで、会社の担当者と面接日時などの調整を行い、紹介状をお渡しします。

また、求人の各種条件が多少ご希望と合わない場合には、会社との調整も行っています。

仕事探しのサポート

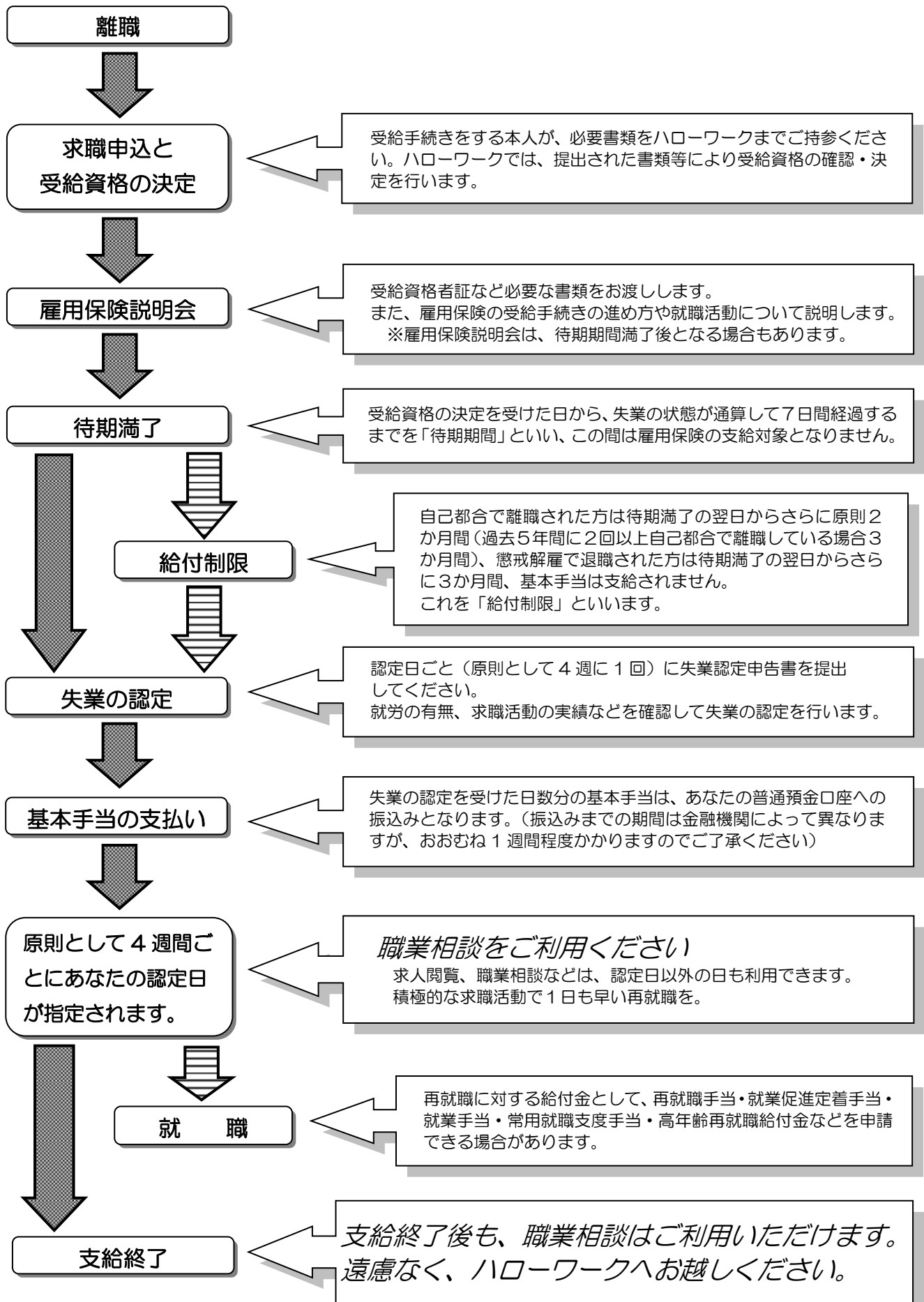
ハローワークでは、みなさまの仕事探いをサポートするため、ご自身に適した仕事を見つけるための方法や、面接の受け方についてのアドバイスなど、各種セミナーを開催しています。各種セミナーのスケジュールなどについては、各ハローワークにお問合せください。

その他のサービス

その他にも、ハローワークごとに、さまざまなサービスを提供しています。

サービスのメニュー・内容については、各ハローワークにお問い合わせください。

受給手続きのながれ



1 雇用保険の給付を受けることができる人は？

雇用保険では、失業中の生活を心配せずに仕事探しに専念し、1日も早く再就職していただくために「**求職者給付**」を支給します。

この求職者給付は、**仕事を辞めたら必ず支給を受けられるものではありません。**

求職者給付を受給できるのは、**失業の状態にある方のみ**です。

2 失業の状態とは？

失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合のことをいいます。

- **積極的に就職しようとする意思があること。**
- **いつでも就職できる能力(健康状態・環境など)があること。**
- **積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。**

以下のいずれかの状態に当てはまる方は、原則として求職者給付を受けることができません。

1. 病気やケガですぐに就職することができない（労災保険の休業〔補償〕給付や健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合を含みます）
 2. 妊娠、出産、育児などによりすぐに就職することができない
 3. 親族の看護などですぐに就職することができない
 4. 定年などにより離職してしばらくの間休養する
 5. 結婚して家事に専念し、就職を希望しない
 6. 家事手伝いや農業、商業など家業に従事し、就職することができない
 7. 自営業（準備を含みます）をしている ※収入の有無を問いません。
 8. 会社などの役員に就任している（活動や報酬がない場合はハローワークでご確認ください）
 9. 就職（見習い、試用期間、研修期間を含み、収入の有無を問いません）している
※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、
その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。
 10. 学業に専念する（昼間の学校に通っていて、すぐに就職することができない）
 11. 次の就職が決まっている（雇用予約・内定を含みます）
- ※ 1. 2. 3. 4. の理由により、すぐに職業に就くことができないときは、**受給期間を延長**できる場合があります。（20ページ参照）

保険料を負担していたのに、求職者給付を受給できないことがあるの？

雇用保険は、積立貯金のように、保険料を負担していれば、必ず支給を受けることができるという制度ではありません。

雇用保険は、あなた自身に納めていただいた保険料のほかに、他の働く方々や事業主からの保険料と税金によって、国が運営している相互扶助（助け合い）の制度です。

このため、法律に定める要件に当てはまらない限り、支給を受けることはできません。

働きたい気持ちはあるけれど、今は病気等で働けない場合はどうすればいいの？

求職者給付を受けることができるのは、原則として離職日の翌日から1年間です。この期間のことを「受給期間」といいます。

退職後、病気、妊娠等の理由ですぐに働くことができない間に、受給期間が過ぎてしまうと、せっかくの保険制度が利用できないことになってしまいます。

そこで、一定の基準を満たした場合には、この受給期間を一定期間延長し、その後、働くことができるようになってから、雇用保険の受給の手続きを行っていただく制度があります（詳しくは20ページ参照）。

仕事を辞めて、資格を取るため昼間学校に通う場合、保険はもらえないの？

昼間学校に通うことによって、前ページで説明した「失業の状態」ではなくなっている場合には、求職者給付を受けることはできません。

また、学校教育法第1条に規定される学校、同法第124条に規定される専修学校または同法第134条第1項に規定される各種学校の学生または生徒など（通信制・夜間制・定時制を除く。以下「昼間学生」という）や、実質、昼間学生と同様の方については、原則として、雇用保険法上の労働者となりませんので、求職者給付の支給を受けることはできません。

どのような状況が「就職」したことになるの？

雇用保険法でいう「就職」とは、いわゆる正社員だけではなく、アルバイトやパートおよび研修等も含まれます。

また、会社の役員へ就任する場合はもちろん、自営業の準備や自営業を営むこと、農業・商業等の家業への従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動などについても、「就職」となる場合があります。詳しくは、「12 失業認定申告書の書き方」をご覧ください。

3 雇用保険受給資格者証の見方

◎表面

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号		2. 氏名			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号	
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)					
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限	
16. 求職申込年月日		17. 認定日		18. 受給期間満了年月日	
19. 基本手当日額		20. 所定給付日数		21. 通算被保険者期間	
22. 離職前事業所名					
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			

◎裏面

【離職理由 11、12、21、22、23、24、25、31、32、33の場合】

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0530	22-012345-6		コヨウ タロウ			次回認定日 06月27日
2		待期満了 待期満了日		040508			
3		040509-0529	21	基本手当	¥000,000	69	
4							

「040509-0529」「21」とは、認定期間(令和4年5月9日~5月29日)と認定した支給日数(21日)です。

残っている支給日数です。

【離職理由 40の場合】(給付制限のある場合)

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0530	22-012345-6		コヨウ タロウ			次回認定日 07月22日
2		待期満了 待期満了日		040508			
3		給付制限期間 040509-040708		離職理由 40			
4							

「040509-040708」とは、給付制限を受けた場合に表示され、この期間(令和4年5月9日~7月8日)は基本手当は支給されません。

内容に間違いがないか、必ずご確認ください。万一、間違いがあった場合には、係員にお申し付けください。

1	支給番号	受給のための番号です。ハローワーク等（ハローワークまたは地方運輸局・海事事務所）へのお問い合わせや、失業認定申告書に記入する番号です。
2	氏名	名前の読み方が間違っていないか？（金融機関に登録してある読み方と異なると振り込みができませんので、ご注意ください）
3	被保険者番号	雇用保険では、今後お勤めの場合もこの番号が使用されます。
5	離職時年齢	あなたの離職時の満年齢です。
6	生年月日	1桁目の「3」は「昭和」、4は「平成」を表します。「-」の右側は年月日を表します。
9	支払い方法	指定された金融機関名、支店名、口座番号です。
11	離職年月日	あなたが離職した日です。
12	離職理由	離職理由を番号で表しています。 11、12 : 解雇（50を除く） 21 : 雇止め（同一の事業主に3年以上雇用） 22 : 雇止め（同一の事業主に3年未満雇用・更新明示あり） 23 : 期間満了（同一の事業主に3年未満雇用・更新可能な旨明示あり） 24 : 期間満了（21～23以外） 25 : 定年（船員の方を除く）・移籍出向 31、32 : 正当な理由のある自己都合退職（事業主からの働きかけ等） 33 : 正当な理由のある自己都合退職（31、32以外） 40、45 : 正当な理由のない自己都合退職 50、55 : 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇
14	離職時賃金日額	原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割った額です。
15	給付制限	給付制限がある場合、その給付制限期間です。
16	求職申込年月日	あなたがハローワーク等に離職票を提出し、求職申し込みをした日です。
17	認定日	左側は週型、右側は曜日を表します（12ページ参照）。
18	受給期間満了日	あなたが基本手当を受けることのできる期間の最終日です。
19	基本手当日額	あなたが受ける基本手当の1日分の金額です。
20	所定給付日数	あなたが基本手当を受けることができる上限日数です（9ページ参照）。
21	通算被保険者期間	あなたが被保険者として雇用されていた通算の期間です（9ページ参照）。
23	再就職手当支給歴	あなたが過去に再就職手当を受給したことがある場合、最後に支給を受けた日です。

☆ 雇用保険受給資格者証は、他人に貸したり譲ったりすることはできません。また紛失した場合には、すぐハローワーク等へ届け出てください。

☆ 雇用保険受給資格者証は、コンピュータで処理しますので、折り曲げ線以外で折り曲げたり、汚したりしないでください。

☆ 雇用保険受給資格者証は、支給終了後も大切に保管してください。

4 基本手当の日額と給付日数は？

求職者給付のうち、失業の状態にある日について支給する手当を「基本手当」といいます。

- (1) **基本手当の日額**は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、**180**で割った金額（賃金日額）のおよそ**80%~45%**になります（基本手当の日額については、別途上限が定められています）。

※ 基本手当の日額は、「毎月勤労統計」の結果に基づき、毎年8月1日に改定されます。

- (2) 基本手当の日額は、年齢層ごとにも上限が定められています。
 （基本手当の支給対象となる日が令和4年8月1日から令和5年7月31日までの場合）

賃金日額（w円）	給付率	基本手当日額（y円）
----------	-----	------------

●離職時の年齢が30歳未満または65歳以上の方

2,657円以上 5,030円未満	80%	2,125円~4,023円
5,030円以上 12,380円以下	80%~50%	4,024円~6,190円（*1）
12,380円超 13,670円以下	50%	6,190円~6,835円
13,670円（上限額）超	—	6,835円(上限額)

●離職時の年齢が30歳以上45歳未満の方

2,657円以上 5,030円未満	80%	2,125円~4,023円
5,030円以上 12,380円以下	80%~50%	4,024円~6,190円（*1）
12,380円超 15,190円以下	50%	6,190円~7,595円
15,190円（上限額）超	—	7,595円(上限額)

●離職時の年齢が45歳以上60歳未満の方

2,657円以上 5,030円未満	80%	2,125円~4,023円
5,030円以上 12,380円以下	80%~50%	4,024円~6,190円（*1）
12,380円超 16,710円以下	50%	6,190円~8,355円
16,710円（上限額）超	—	8,355円(上限額)

●離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方

2,657円以上 5,030円未満	80%	2,125円~4,023円
5,030円以上 11,120円以下	80%~45%	4,024円~5,004円（*2）
11,120円超 15,950円以下	45%	5,004円~7,177円
15,950円（上限額）超	—	7,177円(上限額)

*1 $y = 0.8w - 0.3 \{(w - 5,030) / 7,350\} w$

*2 $y = 0.8w - 0.35 \{(w - 5,030) / 6,090\} w, y = 0.05w + 4,448$ のいずれか低い方の額

賃金日額および基本手当日額早見表

※あなたの基本手当日額の目安としてください。

単位：円

30歳未満		30歳以上45歳未満		45歳以上60歳未満		60歳以上65歳未満	
賃金日額	基本手当日額	賃金日額	基本手当日額	賃金日額	基本手当日額	賃金日額	基本手当日額
2,657	2,125	2,657	2,125	2,657	2,125	2,657	2,125
2,750	2,200	2,750	2,200	2,750	2,200	2,750	2,200
3,000	2,400	3,000	2,400	3,000	2,400	3,000	2,400
3,250	2,600	3,250	2,600	3,250	2,600	3,250	2,600
3,500	2,800	3,500	2,800	3,500	2,800	3,500	2,800
3,750	3,000	3,750	3,000	3,750	3,000	3,750	3,000
4,000	3,200	4,000	3,200	4,000	3,200	4,000	3,200
4,250	3,400	4,250	3,400	4,250	3,400	4,250	3,400
4,500	3,600	4,500	3,600	4,500	3,600	4,500	3,600
4,750	3,800	4,750	3,800	4,750	3,800	4,750	3,800
5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	4,000	5,000	4,000
5,030	4,024	5,030	4,024	5,030	4,024	5,030	4,024
5,250	4,152	5,250	4,152	5,250	4,152	5,250	4,133
5,500	4,294	5,500	4,294	5,500	4,294	5,500	4,251
5,750	4,431	5,750	4,431	5,750	4,431	5,750	4,362
6,000	4,562	6,000	4,562	6,000	4,562	6,000	4,465
6,250	4,688	6,250	4,688	6,250	4,688	6,250	4,561
6,500	4,810	6,500	4,810	6,500	4,810	6,500	4,650
6,750	4,926	6,750	4,926	6,750	4,926	6,750	4,732
7,000	5,037	7,000	5,037	7,000	5,037	7,000	4,798
7,250	5,143	7,250	5,143	7,250	5,143	7,250	4,810
7,500	5,243	7,500	5,243	7,500	5,243	7,500	4,823
7,750	5,339	7,750	5,339	7,750	5,339	7,750	4,835
8,000	5,430	8,000	5,430	8,000	5,430	8,000	4,848
8,250	5,515	8,250	5,515	8,250	5,515	8,250	4,860
8,500	5,596	8,500	5,596	8,500	5,596	8,500	4,873
8,750	5,671	8,750	5,671	8,750	5,671	8,750	4,885
9,000	5,741	9,000	5,741	9,000	5,741	9,000	4,898
9,250	5,806	9,250	5,806	9,250	5,806	9,250	4,910
9,500	5,866	9,500	5,866	9,500	5,866	9,500	4,923
9,750	5,921	9,750	5,921	9,750	5,921	9,750	4,935
10,000	5,971	10,000	5,971	10,000	5,971	10,000	4,948
10,250	6,016	10,250	6,016	10,250	6,016	10,250	4,960
10,500	6,055	10,500	6,055	10,500	6,055	10,500	4,973
10,750	6,090	10,750	6,090	10,750	6,090	10,750	4,985
11,000	6,119	11,000	6,119	11,000	6,119	11,000	4,998
						11,120	5,004
11,250	6,143	11,250	6,143	11,250	6,143	11,250	5,062
11,500	6,163	11,500	6,163	11,500	6,163	11,500	5,175
11,750	6,177	11,750	6,177	11,750	6,177	11,750	5,287
12,000	6,186	12,000	6,186	12,000	6,186	12,000	5,400
12,380	6,190	12,380	6,190	12,380	6,190	12,250	5,512
12,250	6,125	12,250	6,125	12,250	6,125	12,500	5,625
12,500	6,250	12,500	6,250	12,500	6,250	12,750	5,737
12,750	6,375	12,750	6,375	12,750	6,375	13,000	5,850
13,000	6,500	13,000	6,500	13,000	6,500	13,250	5,962
13,250	6,625	13,250	6,625	13,250	6,625	13,500	6,075
13,500	6,750	13,500	6,750	13,500	6,750	13,750	6,187
13,670	6,835	13,750	6,875	13,750	6,875	14,000	6,300
		14,000	7,000	14,000	7,000	14,250	6,412
		14,250	7,125	14,250	7,125	14,500	6,525
		14,500	7,250	14,500	7,250	14,750	6,637
		14,750	7,375	14,750	7,375	15,000	6,750
		15,000	7,500	15,000	7,500	15,250	6,862
		15,190	7,595	15,250	7,625	15,500	6,975
				15,500	7,750	15,750	7,087
				15,750	7,875	15,950	7,177
				16,000	8,000		
				16,250	8,125		
				16,500	8,250		
				16,710	8,355		

令和4年8月1日現在

- ★ 1円未満の端数は切り捨て
- ★ この表は目安です。あなたの基本手当日額は【受給資格者証】で確認してください。
- ★ 賃金日額 2,657円からの適用となります。
- ★ 太字が屈折点、赤字が上限金額
- ★ 再就職手当の上限金額は59歳まで6,190円、60歳以上64歳まで5,004円
- ★ 年齢別に賃金日額の上限額が適用されます。(離職時の年齢です。)
- 29歳以下の方・・・13,670円
- 30歳以上44歳以下の方・・・15,190円
- 45歳以上59歳以下の方・・・16,710円
- 60歳以上64歳以下の方・・・15,950円

- (3) 基本手当を受けることができる日数の上限は、**離職の日における年齢、被保険者として雇用されていた期間および原則として直近の離職理由**などにより、次ページの表のとおり定められています（これを「**所定給付日数**」といいます）。

被保険者として雇用されていた期間

転職等で被保険者であった期間に空白がある場合で、その空白期間が1年以内の場合には、前後の被保険者であった期間を通算します。ただし、過去に基本手当（再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その支給を受けた後の被保険者であった期間のみが通算されることになります。

また、官民人事交流法第21条第1項に規定する雇用継続交流採用職員であった期間および育児休業給付の支給を受けた期間（平成19年10月1日以降）も、所定給付日数を算定する計算から除きます。

所定給付日数

① 契約期間満了、定年退職、自己の意思で離職した方(②および③以外の全ての離職者)

被保険者であった期間 離職時の年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全 年 齢	90日	120日	150日

② 倒産、解雇、一定の要件を満たす雇止めで離職された方(③を除く)

被保険者であった期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※ 一定の要件を満たす雇止めにより離職された方に②の表が適用されるのは暫定措置です（令和7年3月31日までの間に離職された方が対象）。

③ 障害者等の就職が困難な方(ご本人からの申し出が必要となります)

被保険者であった期間 離職時の年齢	1年未満※	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

※ 「1年未満」欄は、②に該当する理由またはその他やむを得ない理由により離職された方にのみ適用されます。

5 基本手当の支給を受けられる期間とは？

基本手当を受けられる期間は、**原則として離職日の翌日から1年間(所定給付日数が330日の方は1年間+30日、360日の方は1年間+60日)**です。この期間を「**受給期間**」といいます。

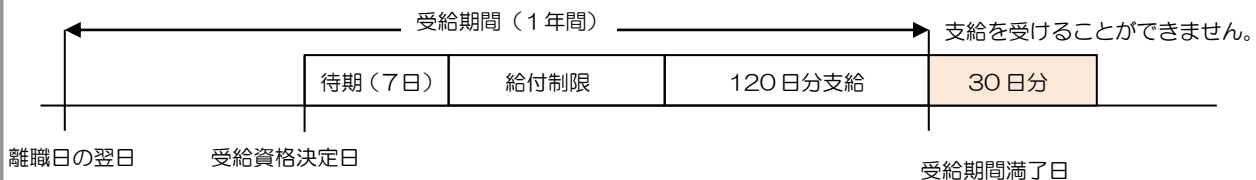
この期間内の失業の状態にある日について、所定給付日数を限度として基本手当の支給を受けることができます。

※ **受給期間を延長した場合、所定給付日数が330日/360日の方の受給期間は、離職日の翌日から最長4年間です。**

この期間を過ぎると、所定給付日数分を受給し終わっていても、それ以後、基本手当の支給を受けることはできません。

たとえば

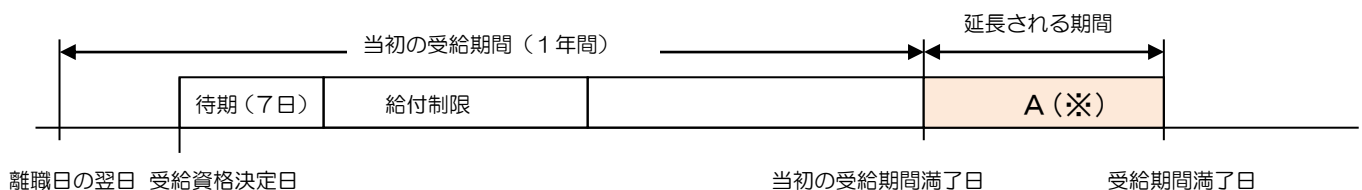
自己都合で離職してから、ハローワーク等で手続きをするのが遅くなってしまった場合。所定給付日数は 150 日だったのですが・・・



この場合、120 日分の支給を受けた時点で受給期間が終了するため、30 日分は支給を受けることができません。

ただし、病気やけが、妊娠等で引き続き 30 日以上働けなくなったときには、受給期間を延長することができます（「16 受給期間の延長とは？」をご覧ください）。

また、9 ページ③の方で、所定給付日数が 300 日または 360 日であって、給付制限を受けた場合には、以下の受給期間の特例が適用されます。



この場合、当初の受給期間に A を加えた期間が受給期間となります。

※ $A = 21 \text{ 日} + 3 \text{ か月} (2 \text{ か月}) (\text{給付制限}) + 300 \text{ 日} (\text{所定給付日数}) - 1 \text{ 年}$

6 スタートは仕事探しの申し込み

雇用保険の手続きは、ハローワーク等（退職した船員の方が、引き続き船員での就職を希望される場合は地方運輸局）へ離職票を提出し、あわせて仕事探しの申し込みをしたときからスタートします。

この手続き開始の日を「受給資格決定日」といいます。

仕事探しの申し込みの際には、「求職申込書」に希望する仕事の種類や収入等を記入していただきます。

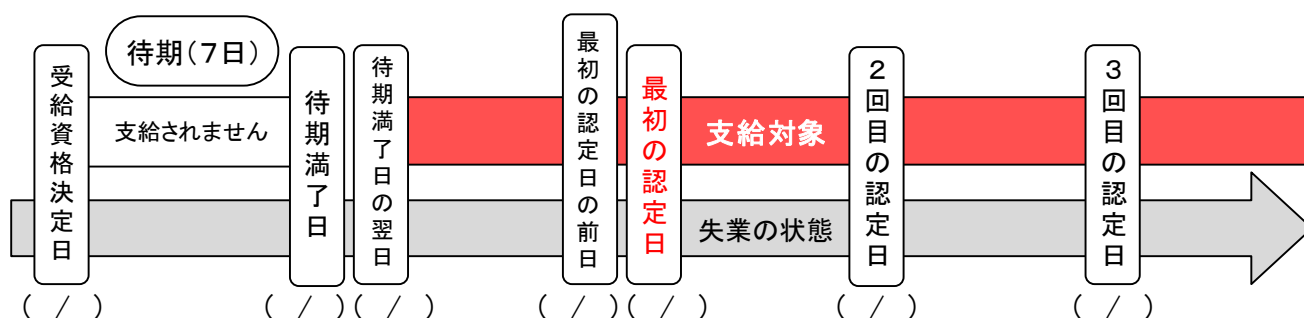
7 受給資格決定日からの「^{たいき}待期」

受給資格決定日から失業の状態にあった日が通算して7日間経過するまでは、基本手当の支給を受けることはできません。この期間のことを「待期」といいます。

したがって、この「待期」の最終日の翌日からが支給の対象となる日となり、ハローワーク等で失業の認定を受けた日について基本手当が支給されます。

8 支給が始まるのは（給付制限がない場合）

待期が経過（このことを「待期満了」といいます）した後に、引き続き失業の状態にある場合、基本手当の支給対象となります。



この認定日に来所して、失業の認定を受けると、「7日間の待期」と「待期満了日の翌日から認定日の前日までの失業状態」が認定され、基本手当の支給が始まります。

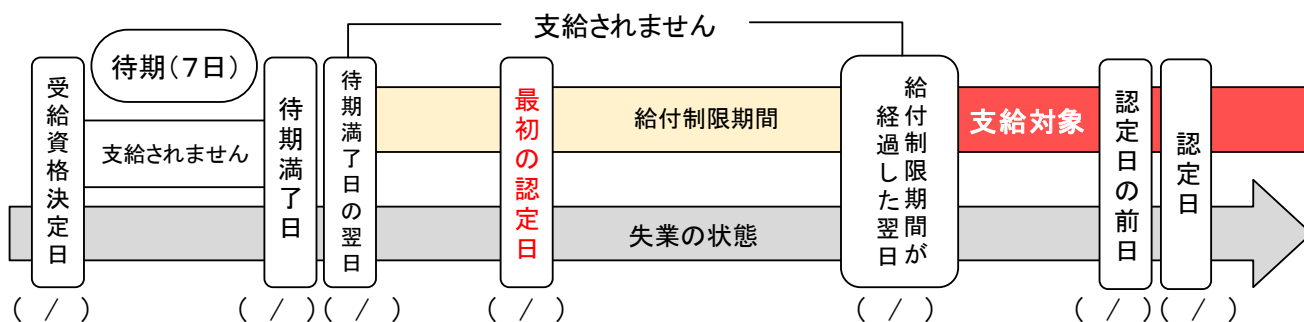
9 離職理由によって、2か月(3か月)の給付制限があります

以下のどちらかに当てはまる方は、待期が経過（このことを「待期満了」といいます）した翌日から2か月(3か月)間経過した後に、引き続き失業の状態にある場合に、基本手当の支給が始まります。

※令和2年9月30日までに正当な理由がない自己都合により退職された方は、給付制限期間が3か月となります。

※令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。

- ① 正当な理由がなく自己都合で退職した場合
- ② 自己の責任による重大な理由により解雇された場合



支給を受けることができるのは、給付制限期間が経過した後の認定日に認定を受けた後ですが、最初の認定日に失業の認定を受けないと待期が経過したことになります。

給付制限のある方も、定められた認定日には必ずハローワーク等に来所し、失業の認定を受けてください。

10 支給をまったく受けないうちに次の仕事が決まったら？

再就職が決まった場合は、就職の前日に、ハローワーク等に就職の届け出をしていただく必要があります（詳しくは、「21 就職または事業を開始することが決まったときは？」をご覧ください）。

基本手当や再就職手当等の支給を受けることなく再就職した場合には、今までに雇用保険に加入されていた期間は通算され、今後、万一失業されたときの雇用保険の所定給付日数の算定の際、被保険者として雇用されていた期間に算入されます。

通算することができる期間の範囲や条件については、いくつかの定めがありますので、詳しくはハローワーク等の係員にお問い合わせください。

11 失業の認定とは？

基本手当の支給を受けるためには、**原則として4週間(28日)に1回の指定された日**(これを**失業の認定日**といいます)に、必ずあなたご自身がハローワーク等へ来所のうえ、失業の状態であった(ある)ことを「**失業認定申告書**」で申告する必要があります。

「**失業の状態**」にあるか否かを客観的・具体的に確認したうえで給付を行うことが重要ですので、**失業の認定には、一定範囲の求職活動実績による判断基準を設けています。失業認定申告書に、失業の認定を受けようとする期間に行った求職活動を正しく記入してください**(失業認定申告書については「12 失業認定申告書の書き方」を、求職活動実績については「13 求職活動実績とは？」をご覧ください)。

ハローワーク等では、その申告を基にして、失業の状態にあった日について失業の認定を行い、基本手当を支給する手続きを行います。

「失業の認定日」について

雇用保険受給資格者証の認定日の欄に、認定日の**週型**と**曜日**が表示されています。添付のカレンダーを使って、認定日を調べます。

曜日型	日	月	火	水	木	金	土
週型							
4		1	2	3	4	5	⑥
1	7	8	9	10	11	12	⑬
9	2	14	15	16	17	18	19
3	21	22	23	24	25	26	27
4	28	29	30				
4				1	2	3	④
1	5	6	7	8	9	10	⑪
10	2	12	13	14	15	16	17
3	19	20	21	22	23	24	25
4	26	27	28	29	30	31	
4							①

「**2型一火**」と印字されている場合

「**2型**」は認定日の週型を表します(1型から4型まで)。

「**火**」は曜日を表します(月、火、水、木、金)。

※第2火曜日という意味ではありませんので、ご注意ください。

左のカレンダーを見ると、週型2(横)と火曜日(縦)が交わっている9月16日が認定日となります。

また、次の認定日は、10月14日となります。

ご注意ください

- ★認定日が1か月に2回ある月もあります。
- ★認定日が休祝日にあたる場合は、あらかじめハローワーク等で認定日を変更し、所内に掲示等してお知らせします。掲示類を必ずご確認ください。
- ★受給資格者証に次回認定日を印字しています。

12 失業認定申告書の書き方

「失業認定申告書」について

失業認定申告書は、基本手当を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

- 1 認定日には、①雇用保険受給資格者証 ②失業認定申告書 をお持ちください。
- 2 失業認定申告書は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。
もし、間違えたときは、訂正箇所を二重線で消し署名することにより訂正してください。
- 3 次のような場合には、まだ収入を得ていなくても、該当する欄に正確に記入してください。
 - (1) **就職(見習・試用期間を含む)**した場合には、**採用になった日付**
 - (2) **内職や手伝い**をした場合には、**その日付**
 - (3) **パート、アルバイト、臨時雇用および日々雇用等の就労**をした場合には、**働いた日付**
(これらが繰り返されて長期にわたる場合には、「**就職**」とみなされる場合があります)
 - (4) **自営業を開始(準備期間を含む)**した場合、**会社の役員等に就任した場合、農業・商業等家業に従事した場合、請負・委任による労務提供をした場合、ボランティア活動をした場合には、その日付**

ご注意ください

- ★ **就労した日については、基本手当の支給を受けることはできませんが**、一定の要件を満たした場合に「**就業手当**」の支給を受けられる場合があります(「26 就業手当について」をご覧ください)。
- ★ 内職、手伝いによる収入があった場合には、一定の基準で計算して基本手当が減額、または不支給となる場合があります。詳しくは、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。
- ★ 必要に応じて、認定の際に運転免許証その他の本人であることを確認することが出来る書類を提示していただくことがあります。

窓口での呼び出しについて

失業認定の窓口へ受給者の方をお呼びする際は、窓口事務の円滑化による待ち時間短縮や書類等を他の方へ誤って交付することを防止するためフルネームでの呼び出しを行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、諸般の事情からフルネームでの呼び出しを希望されない方は、事前に職員までご相談ください。

一般的な記入例

※失業の認定を受けようとする期間中とは原則として、前回の認定日から今回の認定日の前日までをいいます。

記入する際は、必ず黒のボールペン等を使用してください。(鉛筆や見えにくいペン等での記入はしないでください。)

様式第14号(第22条関係)(第1面)

失業認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

※ 帳票種別 11203

①	1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	ア した 就職又は就労した日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。	4 月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 18 25	5 12 19 26	6 13 20 27	7 14 21 28	5 月	1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	3 10 17 24 31	4 11 12 19 20 27 28	6 13 20 27	7 14 21 28	(あてはまるものに○を)
		イ しない																
②	2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額(何日分)などを記入してください。	収入のあった日	5 月 2 5 日	収入額	2 0 0 0 円	何日分の収入か	2 日分											
③	3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。		求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	就職又は就労した日(パート・アルバイト、日雇、試験期間、研修期間、臨時等も含む)は○印をつける。内職又は手伝い等をした日は×印を付ける。※いずれの場合も、収入の有無にかかわらず申請してください。											
		ア 求職活動をした	(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	5/20	ハローワーク	〇〇	職業相談の結果、株式会社△△への紹介を受けて、5月23日面接。採否結果待ち。(5月29日採否通知予定)											
		イ 求職活動をしなかった	(その理由を具体的に記載してください。)															
			(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果									
				(株) □□産業	5/6	直接訪問	営業	ア) 知人の紹介 イ) 新聞広告 ウ) 就職情報誌 エ) インターネット オ) その他	5月16日 不採用通知有り									
				(電話番号 03-5253-1111)														
				(電話番号)														
④	4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。															
		イ 応じられない	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)											
⑤	5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	月	日	より就職(予定)	(就職先事業所) 事業所名() 所在地(〒)											
		イ 自営		月	日	より自営業開始(予定)	電話番号()											
⑥	6 雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。	令和 4 年 5 月 2 8 日 (この申告書を提出する日)	〇〇 公共職業安定所長 地方運輸局長 殿	受給資格者氏名	雇用 太郎			支給番号()	2 2 - 1 2 3 4 5 6 - 7									
		※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	1. 支給番号	2. 未支給区分 (空欄 未支給以外) 1 未支給	3. 特期満了年月日	4. 支給期間 (始日) 年 月 日 ~ (末日) 年 月 日	5. 内職又は手伝いによる収入 (労働日数) (収入額)	6. 基本手当支給日数	7. 就業手当支給日数	8. 就業手当に相当する特別給付支給日数								
		次回認定日・時間	認定対象期間	月 日 ~ 月 日														
		月 日 時から 時まで	備考															
		取扱者印	操作者印															

就職又は就労した日(パート・アルバイト、日雇、試験期間、研修期間、臨時等も含む)は○印をつける。内職又は手伝い等をした日は×印を付ける。※いずれの場合も、収入の有無にかかわらず申請してください。

職業相談の結果、株式会社△△への紹介を受けて、5月23日面接。採否結果待ち。(5月29日採否通知予定)

受給資格者証の左上に印字されている支給番号を記入してください。

失業認定申告書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

※ 帳票種別 11203

①	1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	ア	した 就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。	4	1	2	3	4	5	6	7	5	1	2	3	4	5	6	7		
		イ	しない		8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14			
②	2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分か）などを記入してください。	収入のあった日	5月25日	収入額	2000円							何日分の収入か	2日分								
		収入のあった日	月 日	収入額	円							何日分の収入か	日分								
		収入のあった日	月 日	収入額	円							何日分の収入か	日分								
③	3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。																			
		求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容																
		ア	公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等	5/20	ハローワーク ○○	職業相談の結果、株式会社△△への紹介を受けて、5月23日面接。5月25日採用通知あり。6月1日から採用。															
		イ	職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等																		
④	4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事を紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア	応じられる	イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2面の注意の8の中から選んで、その記号を○で囲んでください。																	
		イ	応じられない	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)													
		ア	就職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所)																
		イ	自営	6月1日より就職(予定)	事業所名(株式会社△△) 所在地(〒900-0000 那覇市旭町0-0) 電話番号(098-868-0000)																
⑤	5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア	就職																		
		イ	自営																		
⑥	雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。 令和 4 年 5 月 28 日 (この申告書を提出する日)	受給資格者氏名 雇用 太郎																			
		支給番号 (22-123456-7)																			
※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄																					
1. 支給番号	-																				
2. 未支給区分	(空欄 未支給以外)																				
3. 待期満了年月日	年 月 日																				
4. 支給期間	日 月 日																				
5. 就業手当	円																				
6. 基本手当支給日数	日																				
7. 就業手当	円																				
次回認定日・時間	月 日 時から 時まで																				
認定対象期間	月 日 ~ 月 日 ※																				
備考																					
取扱者印																					
操作者印																					

(あてはまるものに○をつけ、必要なことがらを記入してください。)

安定所以外の場合は必ず電話番号も記載してください。

各種国家試験、検定試験等を受験した場合にはこの欄に「受験日」「試験等の名称」「合格発表予定日」を記入してください。

電話で応募した場合にはこの欄に電話でのやりとりの内容をできるだけ具体的に記載してください。

試用期間や研修期間等がある場合は、その期間も含んで記載してください。

受給資格者証の左上に印字されている支給番号を記入してください。

◎ 失業認定申告書には、ありのままを記入しましょう。

記入についての詳しい説明は、雇用保険説明会で行います。

- ① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職・就労、内職・手伝いをした場合は『**ア した**』に○印を付けてください。

失業の認定を受けようとする期間中とは

原則として、前回の認定日から今回の認定日の前日までをいいます。

就職または就労した日 (○)、内職または手伝いをした日 (×)

17 ページの要件を参考にして、カレンダーに○印または×印を付けてください。

※ いずれの場合にも、収入の有無にかかわらず、必ず記入してください。

また、就職または就労、あるいは内職または手伝いかの判断がつかない場合には、ハローワーク等の係員にお問い合わせのうえ、記入してください。

- ② 失業の認定を受けようとする期間中に、内職または手伝いをして収入を得た場合、その内職収入、手伝いの謝礼等を受けた日と収入額、その収入が何日分のものであるかを必ず記入してください。
- ③ 求職活動の状況を具体的に記入してください（「求職活動」として認められるものについては16ページ参照）。

具体的な記入要領は次のとおりです。

- 失業の認定を受けようとする期間中に求職活動を行った場合には、(1)欄の該当事項を記入してください。
(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募した場合には、(2)欄に該当事項を記載してください。
- 離職理由による給付制限を受けていた方は、給付制限後の最初の失業の認定日に、給付制限期間中における求職活動の状況も記載してください。
- (1)欄には、(ア)～(エ)により求職活動を行った場合に、該当する箇所に○印を付け、「活動日」、「利用した機関の名称」および「求職活動の内容」を具体的に記載してください。
(イ)～(エ)の民間職業紹介機関、労働者派遣機関、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載してください。
- (2)欄の「事業所名、部署」欄には、応募した事業所名と部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記入してください。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問等、求人に応募した方法を具体的に記入してください。
「応募の結果」欄には、例えば「現在採否結果待ち(×月×日採否結果通知予定)」、「×月×日採用(不採用)通知有り」等、その状況を具体的に記入してください。

- ④ ハローワークの職業紹介に応じられる場合には『**ア 応じられる**』に○印をつけてください。紹介に応じられない場合には『**イ 応じられない**』に○印を付け、その理由を裏面8の(ア)～(オ)から選んで○印を付けてください。
- ⑤ 就職が決まった場合には、就職(予定)年月日、就職先事業所等を正確に記入してください(見習い・試用期間等がある場合にはその初日を記入してください)。
- ⑥ 認定日の年月日、支給番号を記入してください。受給資格者氏名欄に、氏名を記載してください。

就職または就労とは（失業認定申告書のカレンダーに○印をする場合）

- ① 雇用保険の被保険者となる場合（就職の場合は失業認定申告書の5ア欄にも記入）。
 - ② 事業主に雇用され、1日の労働時間が4時間以上である場合。
※契約期間が7日以上雇用契約において週の所定労働時間が20時間以上、かつ、週の就労日が4日以上の場合は、実際に就労をしていない日を含めて就職しているものとして取り扱います。
 - ③ 会社の役員に就任した場合（1日の労働時間は問わない）。
 - ④ 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、原則として1日の労働時間が4時間以上である場合。
 - ⑤ ④にあげた活動を行い、1日の労働時間が4時間未満であったが、それに専念するためハローワーク等の紹介にはすぐに応じられない等、他に求職活動を行わなかった場合。
- ※ ①、②、③の場合は、賃金等の報酬がなくても、就職または就労したこととなります。

内職または手伝い（失業認定申告書のカレンダーに×印をする場合）

- ① 事業主に雇用された場合、自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除く）であった場合。
 - ② 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、1日の労働時間が4時間以上だったが、1日当りの収入額が賃金日額の最低額（*）未満であった場合。
* 2,657円。この額は毎年8月1日に変更となる場合があります。
- ※ 内職または手伝いによる収入を得ていない場合でも、内職または手伝いをしたことの申告は必要となります。また、内職または手伝いにより収入があった（自己の労働によって収入を得た）場合は、その収入金額を申告する必要があります。

13 求職活動実績とは？

仕事探しの方法には、ハローワーク等が用意した各種メニューはもちろん、新聞広告やインターネットでの求人情報の検索や、知人への紹介依頼等、さまざまなものがありますが、基本手当の支給を受けるためには、客観的に確認することができる仕事探しの実績が必要になります。この実績のことを「求職活動実績」といいます（求職活動実績として認められる活動は次ページ参照）。

基本手当の支給を受けるためには、**求職活動実績として認められる活動を、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間中に、最低2回以上行うことが必要**となります。

また、給付制限がある場合には、この給付制限期間とその直後の認定対象期間をあわせた期間中に、**原則として求職活動実績として認められる活動を最低3回以上（給付制限期間が2か月の場合は、最低2回以上）行うことが必要**となります。

14 求職活動実績にはどんなものがあるの？

求職活動実績として認められる主なものは次のとおりです。ハローワークや新聞、インターネット等で求人情報を閲覧した、知人への紹介依頼等は、求職活動実績には含まれません。

- ① 求人への応募
- ② ハローワーク等、船員雇用促進センターが行う職業相談、職業紹介等
- ③ ハローワーク等、船員雇用促進センターが行う各種講習、セミナーの受講
- ④ 許可・届け出のある民間機関（民間職業紹介事業所、労働者派遣事業所）が行う職業相談、職業紹介等
- ⑤ 許可・届け出のある民間機関（民間職業紹介事業所、労働者派遣事業所）が行う求職活動方法等を指導するセミナー等の受講
- ⑥ 公的機関等（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う職業相談等
- ⑦ 公的機関等（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う各種講習・セミナー、個別相談ができる企業説明会等の受講、参加等
- ⑧ 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験等

※ 求職活動実績にあたるかどうか不明な場合は、ハローワーク等にお問い合わせください。

これらの求職活動実績として認められるものは、1日も早い再就職の実現に非常に効果的なものですので、日々の仕事探しの方法の中に、積極的に取り入れるようにしましょう。

なお、申告された求職活動実績については、利用機関等への問い合わせ等により事実確認を行うことがあり、**事実と異なる申告は不正受給となる場合があります。**

15 基本手当の支払いについて

基本手当は、**失業の認定を受けた後、その認定された日数分**について、あなたの指定した金融機関の預金口座に**振り込まれます**。

なお、預金口座に振り込まれるのは、**失業の認定日の約7日後**となります（金融機関によって振り込みまでの期間が異なります。また、土、日、祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます）。

また、預（貯）金口座は本人名義の普通預金（貯蓄口座以外）でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。

なお、振り込みの名義は「**コウセイロウドウショウショクギョウアンテイキョク**」です。通帳には、上記名義の途中まで印字されます。※金融機関によって異なる場合があります。

ご注意ください

- ☆ 氏名を変更するときは、通帳の名義を変えただけでは振り込みができませんので、必ず新氏名名義の通帳を添えて、ハローワーク等の係員に申し出てください。
- ☆ 振り込まれた給付金の額について、雇用保険受給資格者証の金額と預金通帳の金額が間違いないかどうかを確認してください。
- ☆ 不明な点は、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。

主な求職活動とその実績について

◎＝求職活動2回に相当します ○＝求職活動1回に相当します ×＝求職活動実績とはなりません

	具体的な求職活動の例		備考・注意事項
1	就職希望先の事業所へ面接を受けに行った	◎	求人への応募は、一つの求人に係る一連の選考過程の場合は、すべて含めて求職活動実績1回(2回に相当)となります。 面接や応募をした事業所名を具体的に記入してください。
2	就職希望先の事業所へ応募書類を送った	◎	
3	就職希望先の事業所の採用試験を受験した	◎	
4	職業紹介機関(注1)で職業紹介を受けた	◎	求人への応募は、一つの求人に係る一連の選考過程の場合は、すべて含めて求職活動実績1回(2回に相当)となります。 正当な理由もなく面接に不参加であった場合、故意に不採用となるような行為をした場合は1ヶ月の給付制限処分を受けます。
5	初回講習	○	説明会と一緒に開催する場合がありますが、説明会だけ受講した場合は該当しません。
6	職業紹介機関で職業相談をした	○	
7	公的機関等(注2)による求職活動に関する指導、職業相談を受けた	○	
8	再就職に役立てるため、求職活動支援セミナーや職業講習を受講した	○	
9	求人説明会や職場見学会、集団面接に参加した	○	失業認定申告書の3欄(1)に「○月●日△▲面接会参加」のように具体的に記入してください。
10	新聞広告、就職情報誌、インターネットで見た求人内容について、電話、FAX、電子メール等で問い合わせをした	○	問い合わせをした事業所名、部署などを失業認定申告書の3欄(2)に具体的に記入してください。
11	再就職のために各種検定試験、資格試験、国家試験を受験した	○	失業認定申告書の3欄(1)に「○月●日△▲検定試験受験」のように具体的に記入してください。
12	前回の認定日までに応募していた事業所からの採否の結果通知があった	○	失業認定申告書の3欄(1)または、(2)に記入。活動日は、連絡があった日付。
13	安定所を通して公共職業訓練に応募し、その選考試験を受験した場合	○	失業認定申告書の3欄(1)に「○月●日□■科選考試験受験」のように具体的に記入してください。
14	教育訓練給付の指定講座を受講している場合	○	失業認定申告書の3欄(1)に受講している指定講座名を記入してください。
15	求人募集が出ていないところへの問い合わせや登録	×	知人の事業所への問い合わせや市町村役場・駐留軍労務管理機構へのエントリーのみでは求職活動として認められません。
16	単に知人に紹介依頼をただけ	×	
17	ハローワーク(船員については地方運輸局)の求人情報提供端末や求人ファイルで求人情報を見ただけ	×	積極的な活動をしていると客観的に判断が難しく、また、就職の可能性を高める相互に働きかけのある活動とは言い難いため、これだけでは求職活動として認められません。
18	新聞広告、就職情報誌、インターネットで求人情報を見ただけ	×	
19	民間職業紹介機関に求職登録だけをした	×	登録に際して、希望条件など話し合う場合、具体的な紹介先・派遣先の提示がありそれに応える場合など、民間職業紹介機関・労働者派遣機関と受給者との間にやり取りがあれば、「職業相談を伴ったもの」として求職活動実績1回となります。
20	労働者派遣機関に派遣登録だけをした	×	

注1: 職業紹介機関…全国のハローワーク(船員については地方運輸局)、地域就職支援センター、公的機関、許可・届出のある民間職業紹介機関・労働者派遣機関

注2: 公的機関等…雇用能力開発機構、高齢・障害者雇用支援機構、地方自治体(県・市町村)、求人情報提供会社など

16 受給期間の延長とは？

基本手当を受給できる期間は、原則、離職日の翌日から1年間（9ページ参照）ですが、次のような場合には受給期間を延長することができます。この期間中に、病気、けが、妊娠、出産、育児（3歳未満）、小学校就学前の子の看護、親族等の看護、配偶者の海外勤務に本人が同行する場合、一定のボランティア活動等で引き続き30日以上職業に就くことができない期間がある場合には、その職業に就くことができない日数を受給期間に加えることができます（**受給期間に加えることができる期間は最大3年間です**）

※ 受給期間を延長した場合、所定給付日数が330日/360日の方の、受給期間は離職日の翌日から**最長4年間**です。

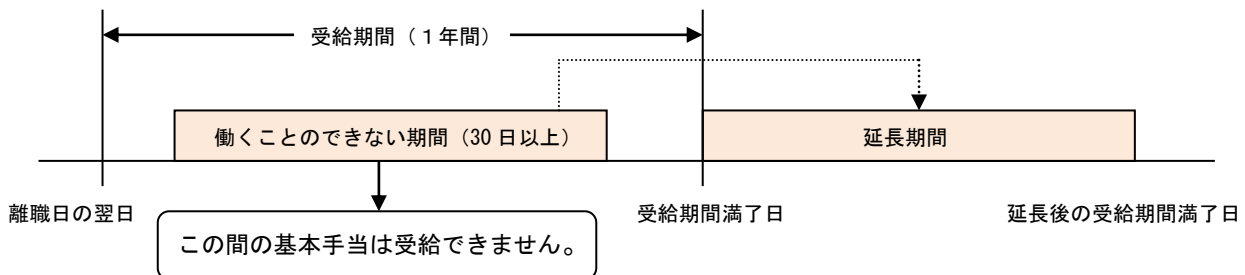
受給期間延長の申請手続きについて

受給期間延長の申請をされる場合には、**引き続き30日以上働くことができなくなった日の翌日以降、早期にしてくださいことが原則**ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、申請が可能です。ハローワーク等へ以下の書類を提出してください。

- 1 「受給期間延長等申請書」
- 2 「雇用保険受給資格者証」
- 3 「延長理由に該当することの事実を確認できる書類」

（郵送または代理人による提出も可能ですが、代理人の場合委任状が必要です）。

たとえば



受給期間の延長が認められると「受給期間延長等通知書」をお渡ししますが、その延長の理由が終わったときは、すぐにハローワークに届け出てください。

なお、延長理由等によっては、医師の診断書等の証明書類等を提出していただくことになります。

受給資格の決定を受けた後、病気やけがのため15日以上働くことができない状態となったときは、基本手当のかわりに同額の傷病手当の支給を受けることができる場合があります。詳しくは「34 病気やけがで働けなくなったときは？」をご覧ください。

60歳以上の定年退職者等の受給期間の延長について

60歳以上（船員の方については50歳以上）の定年退職や定年後の継続雇用の終了により退職し、退職後一定期間求職の申し込みをしないことを申し出た場合には、この申し出た期間（最長1年間）分、受給期間を延長することができます。申請期限は、離職日の翌日から2か月以内です。この取り扱いを希望される場合には、必ず、ハローワーク等に離職票を提出される際に係員に申し出てください（求職申し込みをされた後には、この取扱いはできませんので、ご注意ください）。

17 離職後に事業を開始等した方の受給期間の特例について

2022（令和4）年7月1日から、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設しました。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。（受給期間に加えることができる期間は最大3年間です）

特例の申請には要件があります。

以下の①～⑤の全ての要件を満たす事業であることが要件となります。

- ① 事業の実施期間が30日以上であること。
- ② 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ③ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。

※次のいずれかの場合は、④に該当します。

- ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。
- ・登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料で、事業の開始、事業内容と事業所の実在が確認できること。

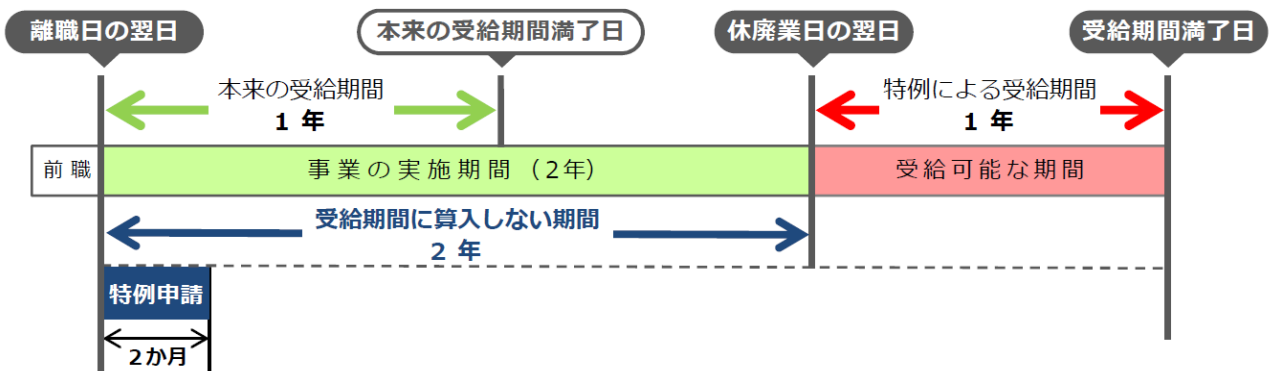
- ⑤ 離職日の翌日以後に開始した事業であること。

※離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合があります。

申請期限は原則として離職後事業を開始等した日の翌日から2か月以内となります。

※ただし、就業手当または再就職手当を支給申請し、不支給となった場合は、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請できます。

たとえば



受給期間の特例を申請する際には、「受給期間延長等申請書」、「雇用保険受給資格者証または離職票一2」、「事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類」がそれぞれ必要となります。必要書類についてはお近くのハローワーク等へお問い合わせください。

受給期間の特例が認められると「受給期間延長等通知書」をお渡ししますが、当該事業を休廃業したことにより再び就職活動をする場合は、すぐにハローワークに届け出てください。

18 紹介拒否などによる給付制限とは？

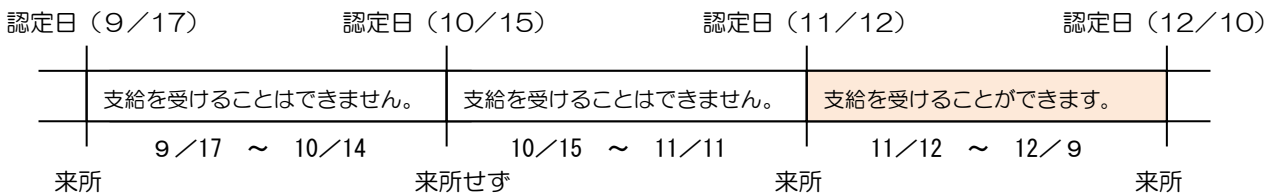
ハローワーク等が紹介する職業に就くこと、指示した公共職業訓練を受けること、ハローワーク等が行う職業指導を受けることを正当な理由がなく拒んだとき、または、公共職業訓練を自己都合で中途退校したときは、その日から1か月間、基本手当の支給を受けることができません。

19 認定日にハローワーク等に来所しなかったときは？

認定日にハローワーク等に来所することができなかった場合には、その認定日までの期間と来所しなかった認定日当日については、失業の認定(基本手当の支給)を受けることができません。

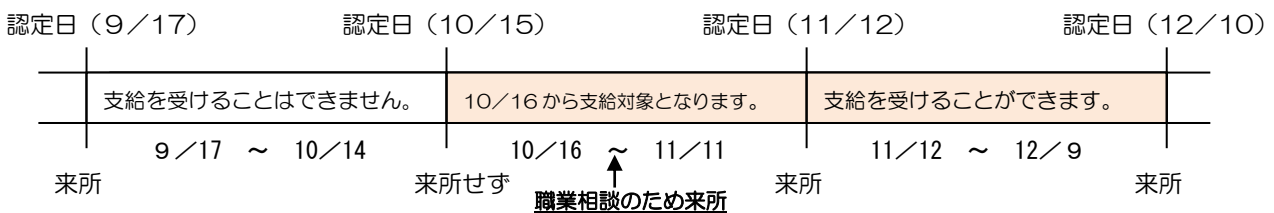
そして、次の認定日の前日までにハローワーク等に来所して、職業相談等の積極的な求職活動をしなかった場合には、その次の認定日の前日までの期間についても失業認定を受けることができません。以下の例を参考にしてください。

① 10月15日の認定日に来所せず、次回11月12日の認定日に来所した場合



来所できなかった認定日(10/15)の次の認定日(11/12)の前日(11/11)までに来所していないと、9月17日から11月11日までの56日間は支給を受けることができません。

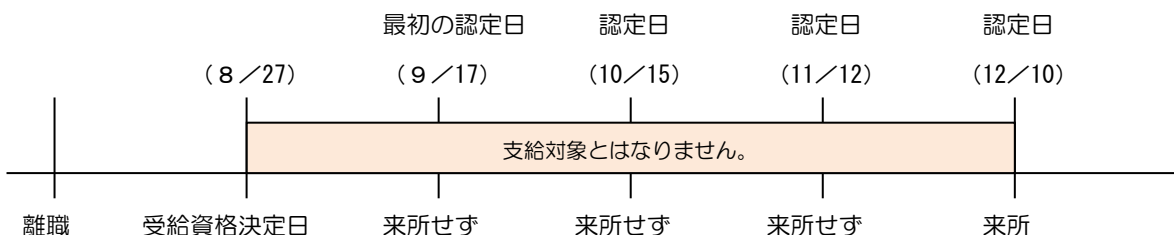
② 10月15日の認定日に来所せず、10月16日から11月11日の間に来所して職業相談を受けた後、次回11月12日の認定日に来所した場合



9月17日から10月15日までの29日間は支給を受けることができません。

なお、10月16日～11月11日の期間も、原則、2回以上の求職活動実績が必要となります。

③ 給付制限2か月の方が、定められた認定日に来所せず、3か月経過後に来所した場合



待期および給付制限は終了せず、支給の対象とはなりません(10、11ページ参照)。

20 認定日の変更について

所定の認定日に来所できない場合に、次のようなやむを得ない理由がある場合にのみ、特別な取り扱いとして認定日を変更することができます。**(来所できなかった認定日の次の認定日の前日までにハローワークに来所し届け出る必要があります。)**

その場合、必ず事前にハローワーク等に連絡したうえで指示を受けるようにしてください。

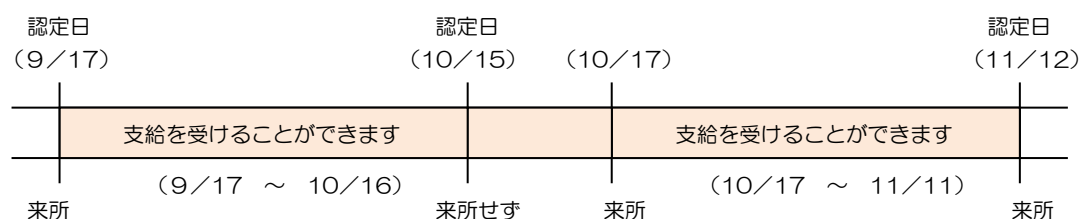
なお、認定日の変更の取り扱いを受ける場合には、原則として、その事実がわかる**証明書等が必要**となります(必要な証明書等については、ハローワーク等の窓口で指示を受けるようにしてください)。

やむを得ない理由とは？

- ☆ 就職
- ☆ 求人者との面接、選考、採用試験等
- ☆ 各種国家試験、検定等資格試験の受験
- ☆ ハローワーク等の指導により各種講習等を受講する場合
- ☆ 働くことができない期間が14日以内の病気、けが
- ☆ 本人の婚姻
- ☆ 親族の看護、危篤または死亡、婚姻(親族の全てではなく、範囲が限られています)
- ☆ 子弟の入園式・入学式または卒園式・卒業式

たとえば

病気のため10月15日の認定日に来所できず、ハローワーク等の指示により10月17日にその事実がわかる証明書類を持って来所した場合



10月17日には、9月17日から10月16日までの30日分の認定を受け、11月12日には、10月17日から11月11日の26日分の認定を受けることができます。

また、指定された認定日に来所できなかった場合、その理由が、次の①から③までのいずれかであるときは、その理由を証明した証明書によって次回の認定日にまとめて認定を受けることもできます。

この場合にも、必ずハローワーク等に連絡したうえで、指示を受けるようにしてください。

- ①働くことができない期間が14日以内の病気、けがのとき(傷病証明書)
- ②ハローワーク等の紹介により求人者との面接をしたとき(面接証明書)
- ③天災その他避けることができない事故(水害、地震、交通事故など)により来所できないとき(官公署の証明)

21 就職または事業を開始することが決まったときは？

就職（試用期間、研修期間、アルバイト、パートを含む）または事業を開始することが決まった時は、原則として、就職または事業（事業開始のための準備期間がある場合は準備）を開始する日の前日にハローワーク等に来所のうえ、失業認定申告書により就職の届け出を行い、失業の認定を受けてください。

就職の届け出に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 失業認定申告書
- 採用証明書等

なお、再就職手当等の支給要件に該当すると思われる場合には、失業の認定を行った後に支給申請用紙をお渡しします。

※ 雇用保険説明会までに就職が決まった(就職日が雇用保険説明会より前の日付)ときは、この「しおり」および説明会に持参するように指示されたものを持参のうえ、就職日の**前日**にハローワーク等に来所し、就職の届け出を行ってください。

※ **就職日より前に認定日が設定されている場合は、その認定日はハローワーク等に来所し、失業の認定を受ける必要があります。**

※ ハローワーク等に来所のうえ、所定の手続きをしなかった場合、再就職手当等の申請は行うことができませんので、ご注意ください。

22 再就職手当について

基本手当の所定給付日数の**3分の1以上の支給日数**を残して、安定した職業に就き、支給要件を全て満たした場合に、再就職手当の支給を受けることができます。

支給額は、所定給付日数の**3分の1以上**を残して就職した場合は、支給残日数の**60%**、所定給付日数の**3分の2以上**を残して就職した場合は、支給残日数の**70%**に、基本手当日額を掛けて得た金額になります。

所定給付日数	支給残日数		再就職手当の額
	支給率 60%の場合	支給率 70%の場合	
90日	30日以上	60日以上	基本手当 日額 × 所定給付日数の支給残日数 × 60% または 70% (※上限有) (1円未満の端数は、切り捨て)
120日	40日以上	80日以上	
150日	50日以上	100日以上	
180日	60日以上	120日以上	
210日	70日以上	140日以上	
240日	80日以上	160日以上	
270日	90日以上	180日以上	
300日	100日以上	200日以上	
330日	110日以上	220日以上	
360日	120日以上	240日以上	

※ 再就職手当を算出する際の基本手当日額には上限があります。

○ 離職時の年齢が60歳未満の方 6,190円

○ 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 . . . 5,004円

(基本手当の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります)

再就職手当の支給を受けた場合には、手当の額を基本手当日額で割って得た数に相当する日数分の基本手当の支給を受けたものとみなします。

「支給残日数」とは

所定給付日数から、同一の受給資格に基づいて既に基本手当の支給を受けた日数、または、傷病手当、就業手当、再就職手当の支給を受けたことにより基本手当の支給を受けたものとみなされた日数を差し引いた日数のことです。

※ 支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは、就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

また、給付制限期間中に就職した場合で、支給残日数が給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは、給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

再就職手当の支給要件

次の①から⑧までの要件を全て満たした場合に、再就職手当の支給を受けることができます。

また、自立したと認めることができる一定の要件のもとに事業を開始された場合にも、再就職手当が支給されることがあります(この場合の支給要件等は、ハローワーク等の係員にお問い合わせください)。

職業に就いた場合

次の要件を全て満たしていることが必要です

- ①就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること
(支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります) ※支給残日数については、上記の「「支給残日数」とは」を参照。
- ②1年を超えて勤務することが確実であると認められること
(1年以下の雇用期間が定められ、雇用契約の更新に当たって、一定の目標達成が条件付けられている場合は「1年を超えて勤務することが確実であること」には該当しません)
- ③待期満了日後の就職であること
- ④離職理由による給付制限を受けた場合は、**待期満了日後1か月間については**、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること
- ⑤離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと
(資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含まれます)
- ⑥就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと
- ⑦受給資格決定(求職申し込み)前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと
- ⑧原則、雇用保険の被保険者要件を満たす条件での雇用であること
(例えば、委任契約、委託契約等については、雇用保険の被保険者に該当しません)

事業を開始した場合

次の①から⑤までの要件を満たし、支給に関する調査を行う際に、事業を安定的に継続して行うことができる見込みがあると判断されることが必要です。

①新たに事業を開始された方で、事業開始日の前日まで支給を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上であること。

*支給残日数は事業開始日の前日までの期間に係る失業の認定を行った上で判断します。

*事業開始日または給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了日までの日数の方が少ない場合は、その日数が支給残日数となります

*事業開始に係る準備期間がある場合、事業開始に係る準備を開始した日を事業開始日として取扱います。

②待機が終わった後に事業を開始したものであること。

③離職理由による給付制限（給付制限期間の長短を問わない）がある場合は、待機満了後1ヶ月以内に事業を開始したものでないこと。

④事業により自立することができるものと認められるものであること。

*自立することができるものと認められるものには、新たに開始した事業により被保険者資格を取得するものを雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主になることで、適用事業に係る事業設置届年月日が受給期間内にある場合のほかハローワーク（船員については地方運輸局）の長が認めるものがあります。

⑤事業開始日前3年以内に再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。

※ 支給決定日からおおむね1週間程度で所定の口座に入金されます。ただし、申請内容の確認結果等によっては、支給の決定を行うまでに時間がかかることもあります。

「ハローワーク等の紹介による就職」とは

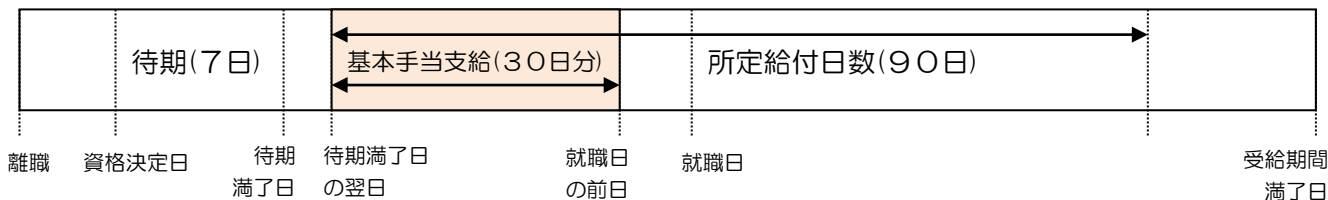
ハローワーク等で紹介を受け、事業所に面接に行き、就職した場合のことをいいます。したがって、ハローワーク等の公開求人や求人情報誌等を見るなどして、**ご自身で直接応募して就職された場合には「ハローワーク等の紹介による就職」とはなりません**（職業紹介事業者等の場合も同様です）

オンラインハローワーク紹介から求人に直接応募（オンライン自主応募）することができますが、オンライン自主応募は「ハローワーク等の紹介」とはなりません。

23 再就職手当を活用しましょう

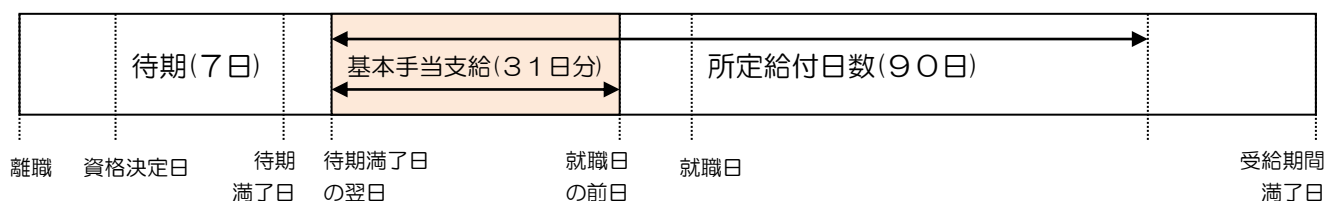
再就職手当は、早期に再就職すると給付率が **60%→70%** にアップします。

- 基本手当日額 4,000 円、所定給付日数 90 日の方が支給残日数 60 日 の時点で就職された場合



- 所定給付日数 90 日に対して、基本手当の残日数が 60 日（3分の2以上）ですので、再就職手当の支給率は **70%** となります。
- 再就職手当の金額は、4,000 円 × 60 日 × **70%** = 168,000 円となります。

- 基本手当日額 4,000 円、所定給付日数 90 日の方が残日数 59 日 の時点で就職された場合



- 所定給付日数 90 日に対して、基本手当の残日数が 59 日（3分の1以上）ですので、再就職手当の支給率は **60%** となります。
- 再就職手当の金額は、4,000 円 × 59 日 × **60%** = 141,600 円となります。

24 再就職手当の手続きは？

再就職手当の申請手続きについて

申請期限は、就職日の翌日から1か月以内です。

再就職手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

- 1 再就職手当支給申請書（就職先の事業主の証明が必要となります）
- 2 雇用保険受給資格者証
- 3 その他、ハローワーク等の求める書類

※ 提出は郵送でも差し支えありません。

ご注意ください

ハローワーク等で就職の届け出を行った後でなければ、再就職手当の申請手続きはできません。また、再就職手当の支給を受けると、同一の就職を理由とする高年齢再就職給付金は支給されません。詳しくは「39 雇用継続給付について」をご覧ください。

様式 第29号の2

再就職手当支給申請書

※ 帳票種別

112211

1. 支給番号

00-00000000-00

2. 未支給区分

(空欄 未支給以外)
 1 未支給

3. 番号複数取得チェック不要

(チェック・リストが出力されたが、調査の結果、同一人でなかった場合に「1」を記入すること。)

4. 就職年月日

4-00000000
元号 年 月 日

5. 不支給理由

(1 待期未経過 4 早期支援履歴有 7 離職前事業主 13 調査時点離職)
(2 残日数不足 5 紹介要件不該当 8 雇用予約
3 手当等履歴有 6 安定就業不該当 9 安定要件不認定)

6. 姓 (漢字)

雇用

7. 名 (漢字)

太郎

8. 郵便番号

900-8601

9. 電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)

098-866-8609

10. 申請者の住所 (漢字) 市・区・郡及び町村名

那覇市おもろまち

申請者の住所 (漢字) 丁目・番地

2-1-1

申請者の住所 (漢字) アパート、マンション名等

那覇アパート 202号

受給者記入

事業主の証明	11. 就職先の事業所 (開始した事業)	名称	沖縄工業(株)	(雇用保険) 事業所番号	4701-654321-0	
		所在地	〒900-0029 那覇市おもろまち2番地	(電話番号 098-868-1655)		
		事業の種類	タワシ製造業			
	12. 雇入年月日 (事業開始年月日)	令和 4 年 11 月 2 日	13. 採用内定年月日	令和 4 年 10 月 26 日		
	14. 職種	営業	15. 一週間の所定労働時間	40 時間 00 分	16. 賃金月額	15 万 00 千円
			17. 雇用期間	<input checked="" type="checkbox"/> 定めなし → 令和 年 月 日まで 契約更新条項 (イ有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 定めあり → 1年を超えて雇用する見込み (イ有 <input type="checkbox"/> 無)		
	18.	上記の記載事実と誤りのないことを証明する。				
		令和 4 年 11 月 2 日	沖縄工業(株)	事業主氏名 代表取締役 那覇 次郎 (法人のときは名称及び代表者氏名)		

(記載もれないよう御注意ください。)

イまたは口のいずれかに○印をつけて下さい。

受給者記入	19.	上記12欄の日前3年間における就職についての再就職手当又は常用就職支度手当の支給の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 再就職手当又は常用就職支度手当を受給したことがある。 <input type="checkbox"/> 再就職手当又は常用就職支度手当のいずれも受給したことがない。
		雇用保険法施行規則第82条の7第1項の規定により、上記のとおり再就職手当の支給を申請します。	
		令和 4 年 11 月 5 日	申請者氏名 雇用 太郎

※ 所定給付日数	90・120・150・180・210・240・270・300・330・360 日	備考
処 支給残日数	日	
理 支給金額	円	
欄 支給決定年月日	令和 年 月 日	

※ 所属長	次長	課長	係長	係	操作者
-------	----	----	----	---	-----

25 再就職手当受給後にも給付があります

早期に再就職をして再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける直前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の支給を受けることができます。

就業促進定着手当の支給要件

次の要件を全て満たしていることが必要です

- ② 再就職手当の支給を受けていること。
- ②再就職手当の支給を受けた再就職の日から、同じ事業主に引き続き6か月以上雇用されていること
※ 事業主の都合による出向等であっても、再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月経過前に雇用保険の被保険者資格を喪失した場合には、この手当の支給は受けられません。
(事業を開始されたことで再就職手当が支給された場合は、この手当の支給は受けられません。)
- ③再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月間に支払われた賃金額の1日分の額(A)が離職前の賃金日額(B)を下回ること(AとBの原則的な計算方法はP6の14をご覧ください。)
※ 離職前の賃金日額が下限額の場合には、再就職後6か月間の賃金の1日分の額が離職前の賃金日額を下回ることはないため、この手当の支給は受けられません。

支給額について

支給額 = (B - A) × 再就職の日から6か月間内における賃金の支払いの基礎となった日数 (月給制の場合は暦日数、日給制や時給制の場合は労働の日数)

ただし、次のとおり上限額があります。

上限額：基本手当日額(※1) × 基本手当の支給残日数に相当する日数(※2) × 30%(※3)

※1 基本手当日額にも再就職手当と同様の上限額があります。

※2 再就職手当の給付を受ける前の支給残日数です。

※3 再就職手当の支給率が60%の場合は、40%です。

- 60歳未満の時点で離職、離職時の賃金が月給制 30万円、基本手当は 5,687円だった方が、支給残日数が 90日の状態で再就職をして再就職手当を受給。
再就職後6か月間の賃金は月給制 28万5千円になった場合。
- 離職前の賃金日額は 10,000円(B)、再就職後6か月間の賃金の1日分の額は 9,500円(A)です。
- 賃金支払い基礎日数は、月給制なので暦日数(183日とします)です。
- 就業促進定着手当の金額を計算式により一通り計算すると
(10,000円 - 9,500円) × 183日 = 91,500円 となります。
- この場合の上限額は次のとおりなので、91,500円が支給されます。
5,687円 × 90日 × 30% = 153,549円

申請について

申請期限は、就職日から6か月経過した日の翌日から2か月以内です。

就職促進定着手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

- 1 申請書(就職先の事業主の証明が必要となります)
 - 2 雇用保険受給資格者証
 - 3 出勤簿の写し、賃金台帳の写し等、ハローワーク等の求める書類
- ※ 就職した日以降の最初の賃金締切日の翌日から6か月に達する日以降の最初の賃金締切日までの期間(完全な賃金月6か月)の賃金で算定しますので、就職日から当該6か月を含めた証明書類等が必要となります。

(例) 賃金締切日が毎月 25日の事業所に 8月5日に就職した場合

就職した日以降の最初の賃金締切日の翌日である 8月26日から 2月25日までの6か月分の賃金で算定しますので、8月5日から 2月25日までの証明書類等を提出することになります。

※ 提出は郵送でも差し支えありません

記入例

様式第29号の2の2 (第83条の4関係) (第1面)

就業促進定着手当支給申請書
(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

※ 帳票種別
10231

1. 支給番号
□□-□□□□□□□□□□

2. 未支給区分
□ (空欄 未支給以外 1 未支給)

3. 賃金日額相当額 (区分一日額又は総額) □□□□□□□□□□□□ (区分 1 日額 2 総額) 円

4. 賃金支払いの基礎日数
□□□

5. 不支給理由
□ (1 継続雇用不該当 2 賃金低下不該当)

6. 姓 (漢字) 雇用 □□□

7. 名 (漢字) 太郎 □□□

8. 郵便番号 900-8601

9. 電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。) 098-866-8690

10. 申請者の住所 (漢字) 市・区・郡及び町村名 那覇市おもろまち □□□□□□□□□□

申請者の住所 (漢字) 丁目・番地 2-1-1 □□□□□□□□□□□□□□□□

申請者の住所 (漢字) アパート、マンション名等 那覇アパート 202号 □□□□□□□□□□

11. 名称 沖縄工業(株) (雇用保険) 事業所番号 4701-654321-0

就職先の事業所所在地 〒900-0029 那覇市おもろまち2番地 (電話番号 098-868-1655)

12. 一週間の所定労働時間 40時間 0分 13. 求人申込み時等に明示した賃金額 (月額) 20万0千円

14. 雇用期間中の賃金支払状況 ● 10月1日に就職、賃金締切日は20日の記入例

① 賃金支払対象期間 月 日 ~ 月 日	② ①の基礎日数 日	③ 賃金額		④ 備考
		A	B	
3月21日 ~ 4月20日	21日		210,000	14欄の③ 賃金が日給制や時給制の場合は B欄に記載します。
2月21日 ~ 3月20日	18日		180,000	
1月21日 ~ 2月20日	20日		200,000	
12月21日 ~ 1月20日	17日		170,000	
11月21日 ~ 12月20日	20日		200,000	
10月21日 ~ 11月20日	21日		210,000	
就職年月日 ~ 10月20日	14日		140,000	

15. 上記の記載事実と誤りのないことを証明する。
令和4年5月1日 沖縄工業(株) 代表取締役 那覇 次郎 (代表取締役印)

16. 雇用保険法施行規則第83条の4第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当の支給を申請します。
令和4年5月7日 那覇 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 雇用 太郎

(記載もれのないよう御注意ください。)

14欄の①

- 下の行から順番に、左側の月日欄には、賃金締切日の翌日にあたる日を記入してください。この例は20日締なので、21日を記入しています。
- 右側の月日欄は賃金締切日を記入します。この例では20日締なので、20日を記入しています。
- 雇い入れてから、完全な賃金支払対象期間が6か月分記入できれば、あとの行は記入しなくても結構です。
この例では、就職年月日が賃金締切日の翌日でないため、一番下の行は完全な1か月に足りない、不完全な期間です(就職日10月1日~10月20日)。そのため、これ以降で賃金支払対象期間を6か月分記入しています。

25 再就職手当受給後にも給付があります

早期に再就職をして再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける直前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の支給を受けることができます。

就業促進定着手当の支給要件

次の要件を全て満たしていることが必要です

- ② 再就職手当の支給を受けていること。
- ②再就職手当の支給を受けた再就職の日から、同じ事業主に引き続き6か月以上雇用されていること
※ 事業主の都合による出向等であっても、再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月経過前に雇用保険の被保険者資格を喪失した場合には、この手当の支給は受けられません。
(事業を開始されたことで再就職手当が支給された場合は、この手当の支給は受けられません。)
- ③再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月間に支払われた賃金額の1日分の額(A)が離職前の賃金日額(B)を下回ること(AとBの原則的な計算方法はP6の14をご覧ください。)
※ 離職前の賃金日額が下限額の場合には、再就職後6か月間の賃金の1日分の額が離職前の賃金日額を下回ることはないので、この手当の支給は受けられません。

支給額について

支給額＝(B－A)×再就職の日から6か月間内における賃金の支払いの基礎となった日数(月給制の場合は暦日数、日給制や時給制の場合は労働の日数)

ただし、次のとおり上限額があります。

上限額：基本手当日額(※1)×基本手当の支給残日数に相当する日数(※2)×30%(※3)

※1 基本手当日額にも再就職手当と同様の上限額があります。

※2 再就職手当の給付を受ける前の支給残日数です。

※3 再就職手当の支給率が60%の場合は、40%です。

- 60歳未満の時点で離職、離職時の賃金が月給制 30万円、基本手当は 5,687円だった方が、支給残日数が 90日の状態で再就職をして再就職手当を受給。
再就職後6か月間の賃金は月給制 28万5千円になった場合。
- 離職前の賃金日額は 10,000円(B)、再就職後6か月間の賃金の1日分の額は 9,500円(A)です。
- 賃金支払い基礎日数は、月給制なので暦日数(183日とします)です。
- 就業促進定着手当の金額を計算式により一通り計算すると
 $(10,000円 - 9,500円) \times 183日 = \underline{91,500円}$ となります。
- この場合の上限額は次のとおりなので、91,500円が支給されます。
 $5,687円 \times 90日 \times 30\% = \underline{153,549円}$

申請について

申請期限は、就職日から6か月経過した日の翌日から2か月以内です。

就職促進定着手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

1 申請書(就職先の事業主の証明が必要となります)

2 雇用保険受給資格者証

3 出勤簿の写し、賃金台帳の写し等、ハローワーク等の求める書類

※ 就職した日以降の最初の賃金締切日の翌日から6か月に達する日以降の最初の賃金締切日までの期間(完全な賃金月6か月)の賃金で算定しますので、就職日から当該6か月を含めた証明書類等が必要となります。

(例) 賃金締切日が毎月 25日の事業所に 8月5日に就職した場合

就職した日以降の最初の賃金締切日の翌日である 8月26日から 2月25日までの6か月分の賃金で算定しますので、8月5日から 2月25日までの証明書類等を提出することになります。

※ 提出は郵送でも差し支えありません

記入例

様式第29号の2の2 (第83条の4関係) (第1面)

就業促進定着手当支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

※ 帳票種別
10231

1. 支給番号
□□-□□□□□□□□□□

2. 未支給区分
□ (空欄 未支給以外 1 未支給)

3. 賃金日額相当額 (区分一日額又は総額) □□□□□□□□□□ (区分 1 日額 2 総額) 円

4. 賃金支払いの基礎日数
□□□

5. 未支給理由
□ (1 継続雇用不該当 2 賃金低下不該当)

6. 姓 (漢字) 雇用 □□□

7. 名 (漢字) 太郎 □□□

8. 郵便番号 900-8601

9. 電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。) 098-866-8690

10. 申請者の住所 (漢字) 市・区・郡及び町村名 那覇市おもろまち □□□□□□□□□□

申請者の住所 (漢字) 丁目・番地 2-1-1 □□□□□□□□□□

申請者の住所 (漢字) アパート、マンション名等 那覇アパート □□□□□□□□□□

11. 名称 沖縄工業(株) (雇用保険) 事業所番号 4701-654321-0

就 職 先 の 事 業 所 所在地 〒900-0029 那覇市おもろまち2番地 (電話番号 098-868-1655)

12. 一週間の所定労働時間 40時間 0分 13. 求人申込み時等に明示した賃金額 (月額) 20万0千円

14. 雇用期間中の賃金支払状況 ● 10月1日に就職、賃金締切日は20日の記入例

① 賃金支払対象期間 月 日 ~ 月 日	② ①の基礎日数 日	③ 賃金額		④ 備 考
		A	B	
3月21日 ~ 4月20日	21日		210,000	14欄の③ 賃金が日給制や時給制の場合は B欄に記載します。
2月21日 ~ 3月20日	18日		180,000	
1月21日 ~ 2月20日	20日		200,000	
12月21日 ~ 1月20日	17日		170,000	
11月21日 ~ 12月20日	20日		200,000	
10月21日 ~ 11月20日	21日		210,000	
就職年月日 ~ 10月20日	14日		140,000	

15. 上記の記載事実と誤りのないことを証明する。
令和 4 年 5 月 1 日 事業主氏名 沖縄工業(株) 代表取締役 那覇 次郎

16. 雇用保険法施行規則第83条の4第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当の支給を申請します。
令和 4 年 5 月 7 日 那覇 公共職業安定所長 地方運輸局長 申請者氏名 雇用 太郎

14欄の①

下の行から順番に、左側の月日欄には、賃金締切日の翌日にあたる日を記入してください。この例は20日締なので、21日を記入しています。

右側の月日欄は賃金締切日を記入します。この例では20日締なので、20日を記入しています。

雇い入れてから、完全な賃金支払対象期間が6か月分記入できれば、あとの行は記入しなくても結構です。

この例では、就職年月日が賃金締切日の翌日でないため、一番下の行は完全な1か月に足りない、不完全な期間です(就職日10月1日~10月20日)。そのため、これ以降で賃金支払対象期間を6か月分記入しています。

26 就業手当について

失業中に、アルバイトなど1年を超える見込みのない職業に就いた（再就職手当の支給対象とならない）場合、その就業日について、支給要件を全て満たした場合には、**就業手当**の支給を受けることができます。

また、この就業手当の支給を受けた場合においても、その後、その就業が安定した職業になったと認められるときは、再就職手当の支給対象となる場合があります。

なお、この場合の支給残日数は、「安定した職業に就いた」日の前日時点で判断することになります。

就業手当の金額は

就業日ごとに、基本手当日額の30%に相当する額（1円未満の端数は切り捨て）の支給を受けることができます。

※ 就業手当を算出する際の基本手当日額には上限があります。

○ 離職時の年齢が60歳未満の方 6,190円

○ 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 . . . 5,004円

（基本手当の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります。）

就業手当の支給を受けた日については、基本手当の支給を受けたものとみなされます。

次の支給要件を全て満たしていることが必要です

- ① 職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上であること。
- ② 再就職手当の支給対象とならない職業に就いたこと。
- ③ 待期満了日後の就業であること。
- ④ 離職理由による給付制限を受けた場合には、待期満了後1か月間についてはハローワーク等、または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介による就業であること。
- ⑤ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
（資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含まれます）
- ⑥ 受給資格決定（求職申し込み）前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと。

就業手当の申請手続きについて

4週間に1回の失業の認定日に、前回の認定日から今回の認定日の前日までの各日について、「就業手当支給申請書」に「雇用保険受給資格者証」および「就業した事実を証明する書類」を添えて提出してください。

※ 就職日以後、失業の認定の必要のない方については、支給申請書を代理人（委任状が必要）または郵送により提出することが可能です。なお、この場合、事業主の証明が必要となります。

27 常用就職支度手当について

次のいずれかの方が、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満の時点で、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介で安定した職業に就き、支給要件を全て満たしたときに支給される手当です。

- 45歳以上で労働施策総合推進法等に基づく再就職援助計画等の対象となる方
- 障害のある等で、就職が困難な方

常用就職支度手当の金額は

支給額は、90（所定給付日数の支給残日数が90日未満である場合には、支給残日数に相当する数。その数が45を下回る場合、45）に基本手当日額を乗じて得た額の10分の4となります（1円未満の端数は切り捨て）。

なお、所定給付日数が270日以上を受給資格者については、一律36日分となります。

※ 常用就職支度手当を算出する際の基本手当日額には上限額があります。

- 離職時の年齢が60歳未満の方 6,190円
 - 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 . . . 5,004円
- （基本手当の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります）

次の支給要件を全て満たしていることが必要です

- ① 基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1未満であること。
- ② ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したこと。
- ③ 1年以上引き続いて雇用されることが確実であること。
- ④ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ⑤ 待期満了日後に職業に就いたこと。
- ⑥ 給付制限期間が経過した後に職業に就いたこと。
- ⑦ 原則、就職日において支給残日数が残っていること。
- ⑧ 雇用保険の被保険者資格を取得する要件での雇用であること。
- ⑨ 就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。
- ⑩ 再就職手当の支給を受けることができないこと。

※ 支給に関する調査を行う際に、その事業所に勤務していることが必要です。

常用就職支度手当の申請手続きについて

申請期限は、就職日の翌日から1か月以内です。

常用就職支度手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

- 1 常用就職支度手当支給申請書（就職先の事業主の証明が必要となります）
- 2 雇用保険受給資格者証
- 3 その他、ハローワーク等の求める書類

※ 提出は、郵送でも差し支えありません。また、支給・不支給の決定をするために一定の調査期間（1か月程度）を要します。

28 その他の就職促進給付について

その他の就職促進給付として、移転費、広域求職活動費等があります。

移転費について

移転費とは、受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住居所を変更する場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給されます。

移転費を受給できる方は以下の方となります。

基本手当の受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した訓練を受けるため、その住居所を変更する場合で、次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当する方。

(イ) 待期の期間が経過した後に就職し、又は訓練等を受けることとなった場合であって、管轄のハローワークの所長が住居所の変更を必要と認めた場合。

なお、次のいずれかに該当する場合には、住居所を変更する必要があると認められるものとして取り扱います。

- i) 通常の交通機関を利用し、又は通常の交通の用具を使用して通勤（所）するための往復所要時間が4時間以上であるとき
- ii) 交通機関の始（終）発等の便が悪く、通勤（所）に著しい障害を与えるとき
- iii) 就職先の事業所又は訓練等を受講する訓練施設の特殊性又は事業主の要求によって移転を余儀なくされるとき

(ロ) 当該就職又は公共職業訓練等の受講について、就職準備金その他移転に要する費用が就職先の事業主、公共職業訓練等の施設の長その他の者から支給されないとき、又はその支給額が移転費の額に満たない方。

なお、上記(イ)、(ロ)に該当する場合であっても、就職先の雇用期間が1年未満の場合、循環的に雇用されることが慣行となっている方が離職前と同様の状態で再雇用された場合や職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限期間が経過する前に、就職し、又は公共職業訓練等を受けることとなった場合等については、移転費は支給されません。

（申請の手続き等については、ハローワーク等の係員にお問い合わせください）。

求職活動支援費について

求職活動支援費とは、広域求職活動費、短期訓練受講費、求職活動関係役務利用費からなり、受給資格者の方が求職活動に伴い次の①～③のいずれかに該当する行為をする場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたとときに、支給されます。

- ① ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合（広域求職活動費）
- ② ハローワークの職業指導により短期の訓練を受講する場合（短期訓練受講費）
- ③ 求職活動を容易にするための保育等サービスの利用をする場合（求職活動関係役務利用費）

【広域求職活動費】

広域求職活動費の支給を受けられるのは、ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行い、次の(i)、(ii)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

- (i) 紹介された求人が、当該受給資格者等に相当と認められる管轄区域外に所在する求人者の事業所に係る常用求人であること
 - (ii) 鉄道賃、船賃、航空費及び車賃の計算の基礎となる距離が往復鉄道 200 キロメートル（水路及び陸路は4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす）以上であること。
- 上記(i)及び(ii)の受給資格者の方についても、以下に該当しない場合は、広域求職活動費は支給されません。
- i) 待期の期間が経過した後に広域求職活動を開始したとき
 - ii) 広域求職活動に要する費用が訪問先の事業所から支給されないとき、又はその支給額が広域求職活動費の額に満たないとき。

なお、上記 i)、ii) のほか、職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限期間が経過する前に、広域求職活動を開始した場合等については、広域求職活動費は支給されません。

【短期訓練受講費】

短期訓練受講費の支給を受けられるのは、ハローワークの職業指導により再就職のため1か月未満の教育訓練を受け、その訓練を修了した方で、次の(i)～(ii)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

- (i) 教育訓練を受講する前に、その訓練を受けるためのハローワークの職業指導を受けていること。
- (ii) 職業指導を受ける日において、受給資格者であること。
- (iii) 待期の期間が経過した後に、教育訓練の受講を開始したこと。
- (iv) 教育訓練給付制度（一般教育訓練）の講座指定を受けている講座を受講する場合は、一般教育訓練給付金の支給要件を満たす方でないこと。

【求職活動関係役務利用費】

求職活動関係役務利用費の支給を受けられるのは、求人者との面接等をするため、又は教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用した場合であって、次の(i)～(ii)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

- (i) 保育等サービスを利用した日において、受給資格者であること。
- (ii) 待期の期間が経過した後に、保育等サービスを利用したこと。
- (iii) 「求人者との面接等」とは、求人者との面接のほか、筆記試験の受験、ハローワーク等、許可・届出のある職業紹介事業者等が行う職業相談、職業紹介等が該当するほか、公的機関等（独立行政

法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等を含める。

- (二) 「教育訓練の受講」とは、ハローワークの指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、ハローワークの指導により各種養成施設に入校する場合、教育訓練給付の対象訓練及び短期訓練受講費の対象訓練等を受講している場合及び出向・移籍支援業務として実施される委託訓練・講習等を受講する場合をいう。

(申請の手続き等については、ハローワーク等の係員にお問い合わせください)。

29 就職した後に、再び離職したときは？

新しい受給資格が得られなかった場合

当初の受給期間内（9ページ参照）に、支給残日数がある場合には、その範囲内で基本手当の支給を受けることができます。ただし、支給の対象となる日は、離職後にハローワーク等に来所して届け出をし、再就職申し込みをされた日（給付制限期間がある場合は、給付制限期間経過後）からとなりますので、離職後できるだけ早くハローワーク等に来所して届け出るようにしてください。

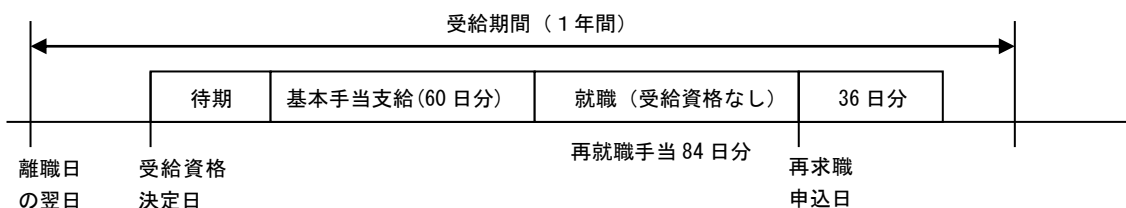
なお、再就職手当等の支給を受けた場合は、その支給日数分を差し引いた範囲内（端数は切り捨て）で基本手当の支給を受けることができます。

届け出に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 離職票または喪失確認通知書（後日でも差し支えありません）

たとえば

所定給付日数180日の方が、基本手当60日分の支給を受けた後再就職し、再就職手当84日分の支給を受けた後に離職したとき



$180\text{日（所定給付日数）} - 60\text{日（基本手当）} - 84\text{日（再就職手当）} = 36\text{日}$ 、の範囲内で基本手当の支給を受けることができます。

再就職手当等受給後に再離職した場合の受給期間が延長される特例があります

再就職手当等の支給を受けた後の最初の離職（新たに受給資格が生じた後の離職を除きます。以下「再離職」といいます）の日が受給期間内にあり、かつ、倒産、解雇等により再離職された方について、一定の受給期間が延長されます。

新しい受給資格が得られた場合

就職した事業所で被保険者となって12か月以上（解雇・倒産等で退職された方の場合は6か月以上）働いた後に離職した場合には、通常は新たに雇用保険の受給資格が生じますので、その受給資格で基本手当の支給を受けることになります。この場合には、支給を受けるための手続きを最初から行う必要があります（2ページ参照）。

なお、新たに受給資格が得られた場合には、以前の受給資格に基づく支給を受けることはできません。

30 氏名や住所を変更するときは

氏名や住所を変更する場合には、できるだけ早く、ハローワーク等に届け出をしてください。

住所を変更した場合、雇用保険の手続きにお越しいただく、管轄のハローワーク等が変更となる場合があります。

届け出に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 氏名、住所変更届（住民票記載事項証明書等の証明書類を添付してください）
- 払渡希望金融機関変更届（氏名変更の場合）

31 口座を変更するときは

氏名変更や口座の解約に伴い、口座変更をする場合は、認定を受ける前に変更の申し出を行ってください。認定後、変更の手続きをとりますと、変更口座への入金は次回の認定分からとなります。

届け出に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 氏名、住所変更届（住民票記載事項証明書等の証明書類を添付してください）
- 払渡希望金融機関変更届（氏名変更の場合）
- 変更後の預金通帳またはキャッシュカード

32 個別延長給付について

個別延長給付の対象となる方

倒産・解雇などの理由により離職された方【特定受給資格者（離職理由コード：11、12、21、22、31、32）】や期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方【特定理由離職者のうち、正当な理由のある自己都合により離職した方を除く（離職理由コード：23）】のうち、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する方であって、かつ、特に再就職が困難だと公共職業安定所長が認めた方は、個別延長給付の対象となり、所定給付日数が延長されます。

（1）「心身の状況が厚生労働省令に定める基準に該当する者」（法第24条の2第1項第1号）

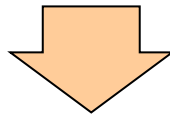
①難治性疾患を有する方。

②発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者である方。

（2）雇用されていた適用事業が激甚災害法第2条の規定により激甚災害として政令で指定された災害被害を受けたため離職を余儀なくされた方。

（3）雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた方。

※「就職が困難な方」に係る所定給付日数になっている場合は、当初から所定給付日数が手厚くなっているため、個別延長給付の対象となりません。



個別延長給付は、特に積極的に求職活動を行っている方が対象となります。

そのため、次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、個別延長給付の対象となりません。

①求職の申込みをした日から支給終了となる失業認定日の前日までの期間において、求人への応募回数が次のa～hの回数に満たない場合

なお、応募書類を求人者に送付したが面接に至らず不調に終わった場合等も応募に該当します

a 所定給付日数が 90日の方	3回	e 所定給付日数が 210日の方	7回
b 所定給付日数が 120日の方	4回	f 所定給付日数が 240日の方	8回
c 所定給付日数が 150日の方	5回	g 所定給付日数が 270日の方	9回
d 所定給付日数が 180日の方	6回	h 所定給付日数が 330日の方	11回

※但し、激甚災害時における特例基本手当の支給の対象者及び災害時における求職者給付の支給に関する特別措置の対象者については、認定においても求職活動実績を求めているため応募実績の回数は不要。

また、個別の事情により求職活動ができない場合も応募実績の回数は不要となる場合があるため、その判断はハローワークの窓口で確認すること。

※応募回数は認定日ごとに提出される失業認定申告書に記載された内容をもとに判断しますので、記載漏れのないようにお願いいたします。

②所定の求職活動実績がないことで失業認定日に不認定処分を受けた場合

③やむを得ない理由がなく、失業認定日に来所しなかったことにより不認定処分を受けた場合

④雇用失業情勢や労働市場の状況等から、現実的ではない求職条件に固執される方等

⑤正当な理由なく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと、指示された公共職業訓練を受けること、再就職を促進するために必要な職業指導を拒んだ場合

延長される給付日数

原則 60 日分延長されます。

ただし、雇用保険の被保険者であった期間が通算して 20 年以上かつ所定給付日数が 270 日又は 330 日である方は、30 日分の延長になります。

33 安定所長・地方運輸局長の指示により公共職業訓練等を受講するときは？

ハローワーク等では、あなたの再就職に役立つと判断した場合は、公共職業訓練等の受講を指示することがあります。

この場合には、所定給付日数分の支給が終了した後も、訓練修了日まで基本手当が延長して支給されます。

このほか、訓練受講に要する費用にあてるため、受講手当、通所手当等が支給されます。

34 病気やけがで働けなくなったときは？

受給資格の決定を受けた後に、病気やけがのため 15 日以上働くことができない状態になった場合には、基本手当のかわりに、同額の傷病手当の支給を受けることができます（ただし、健康保険、労災保険等、他の法律に基づいて傷病手当金、休業補償給付等の支給を受けている場合や待期期間中および給付制限期間中の日は、支給を受けることができません）。

また、引き続き 30 日以上働くことのできない場合には、傷病手当の支給を受けず、受給期間を延長し、傷病が治癒した後に基本手当の支給を受けることもできます（受給期間の延長については 20 ページ参照）。

傷病手当の申請手続きについて

傷病手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。申請期間は、傷病が治癒した直後の認定日までです。

- 1 傷病手当支給申請書
- 2 雇用保険受給資格者証

※ 提出は代理の方でも差し支えありませんが、その場合、委任状が必要となります。

傷病の期間が 1 か月以上になると思われる場合には、事前にハローワーク等へご相談ください。また、健康保険の種類を確認させていただきますので、「健康保険証」（写しでも差し支えありません）をご持参ください。

35 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？

万一、受給中に受給資格者本人が亡くなった場合には、その方と生計を同じくしていたご遺族が死亡の前日（一定の場合に当日）までの基本手当等の支給を受けることができます。これを「**未支給失業等給付**」といいます。

この場合には、受給資格者本人の死亡した日の翌日から6か月以内に「未支給失業等給付請求書」をハローワーク等に提出してください。

届け出に必要なもの

- | | |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 | <input type="checkbox"/> 未支給失業給付請求書（窓口でお渡しします） |
| <input type="checkbox"/> 失業認定申告書 | <input type="checkbox"/> 死亡が確認できる書類 |
| <input type="checkbox"/> 続柄が確認できる書類 | <input type="checkbox"/> 遺族の方の普通預金の通帳・キャッシュカード |

36 失業等給付は正しく受給しましょう

◎ 不正受給とは

失業等給付の支給を受けることができないにもかかわらず、偽りまたは不正な手段によって失業等給付の支給を受け、または受けようとするをいいます（**現実に支給を受けたか否かを問いません。**）。

◎ 正しく申告しないと不正受給になります。

例えば、次のような場合です。

- 求職活動の実績がないにもかかわらず、失業認定申告書にその実績について虚偽の申告をした。
- 事業主に雇用された場合（雇用の形態は問いません。試用（研修）期間も含みます。）に、そのことを失業認定申告書で申告しなかったり、採用日、雇用され、働いた事実および収入を隠したり、偽った申告をした。
- 労災保険の休業（補償）給付や健康保険の傷病手当金等の支給を受けていることを申告しなかった（雇用保険の支給終了後、雇用保険を受給した期間について、労災保険の休業補償給付の支給を遡って受ける場合を含む。）。
- 就職していないのに就職したと偽ったり、就職した日を偽って、再就職手当等の支給申請をした。
- 会社の役員等に就任したことを申告しなかった。
- 偽りの記載をした離職票（離職理由を含む。）を提出した。

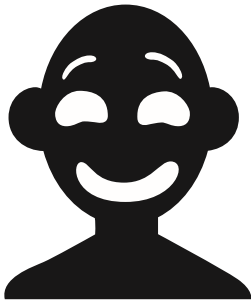
◎ ルールを守って正しく受給しましょう。

もし、不正受給をすると、

- 支給停止**（その日以後の失業等給付の支給を受ける権利がなくなります）
- 返還命令**（不正に受給した金額は、全額返還しなければなりません）
- 納付命令**（不正に受給した金額を全額返還するとともに、不正に受給した金額の**2倍に相当する額をさらに納めなければなりません**）
- 不正受給した日の翌日から延滞金が課せられます。
- これら返還金などの納入を怠ると、**財産の差押え等**が行われることがあります。
- 悪質な場合、詐欺罪等で処罰されることがあります。**

— 失業等給付は正しく受給しましょう —

こんな不正が目立ちます…



バシないはず

試用期間や
ボランティア
だから
申告しないで
いいと思った

正社員
じゃないから
申告しなかった

短期間（臨時）
だから
申告しなくて
いいと思った

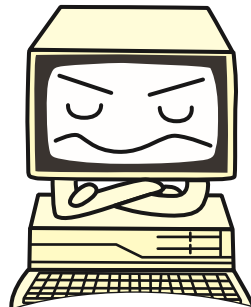
パート・
アルバイト
だから
申告しなかった

給料をもらって
いないから
申告しなくて
いいと思った

不正は必ず発見されます…



調査官の調査で発見!!



コンピューターで発見!!



外部からの
通報で発見!!

不正に受給をすると…

不正に受給した額と同額、
又は2倍の罰金が課され、
不正受給として処分されます



こんなハズじゃ
なかった…



失業等給付は、あなたの申告に基づき、失業と認められる日に対して支給されるものです。
「失業認定申告書」に、正しく、漏れなく記入し申告してください。

失業とは・・・

就職したいという意思があり、積極的に仕事をさがしている状態にある
「ホントは就職する気はない」「適当に就職活動したことにしよう」
働く能力があり、いつでも就職ができる状態にある
「医師から就労不可と言われたけど・・・」
「妊娠してるから働くつもりはない・・・」

⇒受給期間延長という制度があります。
詳しくは給付窓口におたずねください。

仕事を探しているにもかかわらず就職につけない状態にある
「実は臨時のアルバイトをしている・・・」

正しい申告とは

- 前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間のことを申告します
- 就職、就労（アルバイト、臨時、パート）、内職、手伝いをしたときは、いつしたのかを申告します
- 就職、就労、内職、手伝いをしたときは、収入があっても、なくても申告します

こんなときは要注意。事前に給付窓口でご相談下さい。

- 就職が決まった（決まりそう）
- 自営業を始めようと考えている
- タクシーの講習を受ける
- 生命保険会社などの正式採用前の研修を受ける
- 過去3年間に3回連続して同一事業所を離職し受給していた方（循環的離職者）が、受給手続きを行い、ハローワーク（船員については地方運輸局）の教示にかかわらず、また同一事業所に再就職する

残念ながら不正受給をすると

厳しい処分を受けます

例えば、悪質な手段で20万円不正受給した場合

20万円 + 40万円 + 延滞金 = 60万円 + 延滞金 をすぐに
返すことになります

返還命令

納付命令

- 不正行為のあった日以降の失業等給付は受給できません
- 支払を怠ると財産の差し押さえも行なわれます
- 詐欺罪として告訴され、処罰されることもあります

37 処分に不服があるときは？

ハローワーク等が行った失業等給付に関する処分に不服がある場合は、その処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に、雇用保険審査官（沖縄労働局雇用保険審査官 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 電話番号098-868-1655）に審査を申し出ることができます。これを「審査請求」といいます。

審査請求を行う場合には、ハローワーク等を通じて、または、直接雇用保険審査官にその旨を申し出てください。

また、雇用保険審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月以内に労働保険審査会に再審査請求をすることができます。

ただし、審査請求した日の翌日から3か月を経過しても審査請求についての決定がない場合は、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。

ハローワーク等が行った失業等給付に関する処分の取消訴訟は、審査請求の決定を経た後に、決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができます（ただし、決定のあった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、審査請求をした日の翌日から3か月を経過しても審査請求についての決定がない場合等は、決定を経ないで、取消訴訟を提起することができます。

38 教育訓練給付について

1 一般教育訓練に係る教育訓練給付

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（※1）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

支給対象者

一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

- ① 雇用保険の被保険者（雇用保険被保険者として在職中の方）
厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）において、支給要件期間（※2）が3年以上あること（※3）
- ② 雇用保険の被保険者であった方（雇用保険被保険者でない方）
受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日以前1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）（※4）にあり、受講開始日における支給要件期間が3年以上あること（※3）

※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

※3 初めて一般教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が1年以上あること（暫定措置）

※4 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始でき

ない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大 19 年）を加算することができます。

支給額

対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の 20% に相当する額の支給を受けることができます。

ただし、その 20% に相当する額が 10 万円を超える場合の支給額は 10 万円とし、4 千円を超えない場合には教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

※受講開始日前 1 年以内にキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第 30 条の 3 に規定するキャリアコンサルタント）が行うキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用を、教育訓練経費に加えることができます。ただし、その額が 2 万円を超える場合の教育訓練経費とできる額は 2 万円までとします（平成 29 年 1 月 1 日以降にキャリアコンサルティングを受講した場合に限ります。）。

2 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付

速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（※1）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

支給対象者

特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

- ① 雇用保険の被保険者（雇用保険被保険者として在職中の方）
厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）において、支給要件期間（※2）が 3 年以上あること（※3）
- ② 雇用保険の被保険者であった方（雇用保険被保険者でない方）
受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日以前 1 年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大 20 年以内）（※4）にあり、受講開始日における支給要件期間が 3 年以上あること（※3）

※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

※3 初めて特定一般教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が 1 年以上あること（暫定措置）

※4 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降 1 年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き 30 日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大 19 年）を加算することができます。

支給額

対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の 40% に相当する額の支給を受けることができます。

ただし、その 40% に相当する額が 20 万円を超える場合の支給額は 20 万円とし、4 千円を超えない場合には教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

3 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※1）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

また、当該給付を受けている方については、訓練を受けている期間で失業状態である日について、基本手当日額に相当する額の80%（※2）の教育訓練支援給付金を受けられる場合があります。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

※2 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給額は、基本手当日額に相当する額の50%となります。

支給対象者

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

- ① 雇用保険の被保険者
専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間（※3）が3年以上（※4）あること
- ② 雇用保険の被保険者であった方
受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長（※5））が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※4）ある方

※3 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

※4 初めて専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が2年以上あること（暫定措置）

※5 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大19年）を加算することができます。

支給額

	専門実践教育訓練 の受講中	専門実践教育訓練 の修了後
支給額 (受講者が支払った教育 訓練経費 × 右欄の割合)	50% ただし、4千円を超える場合。 120万円を超える場合:120万円	70% ただし、4千円を超える場合。 168万円を超える場合:168万円 すでに支給した左欄の額との差額が 追加支給されます。

※ 専門実践教育訓練の受講中に支給される給付金の上限額 120万円は訓練期間が3年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額です。訓練期間が1年の場合40万円、2年の場合80万円の上限額となります。

また、専門実践教育訓練の修了後に支給される給付金の168万円についても、訓練期間が3年の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額となります。訓練期間が1年の場合56万円、2年の場合は112万円の上限額となります。

※ 10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日（平成29年12月31日以前の受講開始日を含む。）を起点として、10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練給付金の合計額は、168万円が限度となります。

なお、法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講している方については、3年目受講終了時に、専門実践教育訓練給付の10年間における支給上限額168万円に、4年目受講相当分として上限56万円を上乗せされます（4年間で最大224万円）。

※ 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練経費の40%（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、60%）となります。また、支給の上限額は、年間32万円（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、年間48万円）となります。

4 教育訓練給付の指定講座と支給要件照会について

厚生労働大臣の指定する教育訓練にはどんなものがあるか

「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」により、ハローワークの窓口でご覧いただけます。

なお、インターネットでも「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」でご覧いただけます。
(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、

- ①受講開始（予定）日現在において、あなたが教育訓練給付金の受給資格を満たしているか
- ②受講を希望する教育訓練講座が厚生労働大臣の指定を受けているか

について、「教育訓練給付金支給要件照会票」により、あなたの住所を管轄するハローワークに照会することができます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

39 雇用継続給付等について

雇用保険の給付の中には、在職中に支給される「雇用継続給付」等の制度があります。皆様が再就職された後に、支給の対象となる場合がありますので、簡単にご紹介します。

なお、雇用継続給付等の支給申請等の手続きについては、再就職をされた先の事業主を経由して行っていただくこととなります。

この「雇用継続給付」等には、「高年齢雇用継続給付」、「介護休業給付」及び「育児休業給付」があります。

高年齢雇用継続給付について

高年齢雇用継続給付は、65歳までの雇用の継続を援助するために、一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（船員の方については、生年月日によって55歳以上60歳未満となる場合があります。詳しくは係員にお問い合わせください。）の雇用保険の被保険者の方（在職中の方）に支給されます。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

1 高年齢雇用継続基本給付金

雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む。）の支給を受けていない方が支給対象となる給付金です。

支給要件

- 60歳以上65歳未満の被保険者であること
- 被保険者であった期間が通算して5年以上あること
 - ※ この「被保険者であった期間」の計算において、被保険者であった期間に空白がある場合には、その空白期間が1年以内の場合は、前後の被保険者であった期間を通算することになります。
ただし、基本手当等または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その後の期間しか通算することができません。
- 60歳以後の各月に支払われた賃金額が、60歳到達時の賃金月額 $の75\%$ 未満に低下していること
- 60歳以後の各月に支払われた賃金額が、支給限度額（364,595円 毎年8月1日に変更となる場合があります。）未満であること
- 各暦月の初日から末日まで被保険者として継続して雇用されていること
- 各暦月において育児休業給付または介護休業給付の支給を受けることができないこと

支給される金額

各月に支払われた賃金の「低下率」(%)（各月に支払われた賃金額 ÷ 60歳到達時の賃金月額 × 100）に応じて、次の計算式により算定します（ただし、支給限度額等により支給額が減額されたり、支給がなされないことがあります。）。

- 低下率が61%以下の場合
支給額 = 各月に支払われた賃金額 × 15%
- 低下率が61%を超えて75%未満の場合
支給額 = 各月に支払われた賃金額 × 15% ~ 0%（低下率により一定の割合で逓減します。）
- 低下率が75%以上の場合
支給されません。

※ 支給を受けることができる期間は、65歳に達する月までとなります。

2 高年齢再就職給付金

受給資格に基づく基本手当の支給を受けた後、60歳到達時以後に1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いたことにより被保険者として雇用された方に対する給付金です。基本手当の受給期間内に就職し、就職日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上ある場合が対象となります。

支給要件

- 60歳以上65歳未満の被保険者であること
- 被保険者であった期間が通算して5年以上あること
 - ※ この「被保険者であった期間」の計算において、被保険者であった期間に空白がある場合には、その空白期間が1年以内の場合は、前後の被保険者であった期間を通算することになります。
ただし、基本手当等または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その後の期間しか通算することができません。
- 就職日の前日において、基本手当の支給残日数が100日以上あること
- 再就職後の賃金月額が、基本手当の算定の基礎となった賃金日額の30日分の額の75%未満に低下していること
- 再就職後の各月に支払われた賃金額が、支給限度額（364,595円 毎年8月1日に変更となる場合があります。）未満であること
- 各暦月の初日から末日まで被保険者として継続して雇用されていること

支給額

基本的な考え方は高年齢雇用継続基本給付金と同様です。ただし、「低下率」は60歳到達時の賃金ではなく、基本手当の基準となった賃金に比べて、再就職後の賃金が下がっているかどうかを計算します。

また、支給を受けることができる期間は基本手当の支給残日数によって、次のとおりとなります。

- 就職日の前日における基本手当の支給残日数が200日以上の場合 : 再就職後2年間
- 就職日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上の場合 : 再就職後1年間

※ その期間内に65歳に達した場合には、65歳に達した月までとなります。

※ 高年齢再就職給付金と再就職手当は併給できません。

※ 雇用継続給付の実際の給付額は、「みなし賃金額」や「支給限度額」の関係で減額となったり、支給されない場合があります。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

介護休業給付について

雇用保険の被保険者（※）が、その家族を介護するため介護休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「介護休業給付金」が支給されます。詳しくは、ハローワークの係員にお尋ねください。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

育児休業給付について

雇用保険の被保険者（※）（男女を問いません。）が育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと育児休業給付が支給されます。詳しくは、ハローワークの係員にお尋ねください。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

40 雇用保険と老齢厚生年金等との併給調整について

求職者給付（基本手当）と老齢厚生年金・退職共済年金との併給調整が行われます。受給権が発生する老齢厚生年金等の受給権者が、求職者給付（基本手当）の支給を受ける間は、老齢厚生年金・退職共済年金の支給が停止となります。

これは、求職者給付の支給内容が変更されるのではなく、あくまでも年金の支給が停止されるものです。なお、求職者給付の他に高年齢雇用継続給付も併給調整の対象となります。

併給調整について詳しくは、あなたが手続きをされている、または、される予定の年金事務所にお問い合わせください。

41 国民健康保険料（税）の軽減について

倒産や解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険料（税）が軽減されます。

対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- 1 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
- 2 雇用保険の特定理由資格者（例：雇い止めなどによる離職）

として求職者給付（基本手当等）を受けの方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が 11,12,21,22,31,32,23,33,34 に該当される方

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。

軽減額

国民健康保険料（税）は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその $30/100$ とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受けの期間とは異なります。

※届け出が遅れても遡って軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減を受けるには届け出が必要です。制度の詳しい説明は、お住まいの市町村の国民健康保険担当にお問い合わせください。

	市	課名	TEL
1	石垣市	健康保険課	0980-82-8126
2	糸満市	国民健康保険課	098-840-8127
3	浦添市	国民健康保険課	(代)098-876-1234
4	うるま市	国民健康保険課	098-973-3202
5	沖縄市	国民健康保険課	(代)098-939-1212
6	宜野湾市	国民健康保険課	(代)098-893-4411

	市	課名	TEL
7	豊見城市	国民健康保険課	098-850-0142
8	名護市	国民健康保険課	(代)0980-53-1212 (内線274)
9	那覇市	国民健康保険課	098-862-4262
10	南城市	国保年金課	098-917-5327
11	宮古島市	国民健康保険課	0980-73-1973

	町	課名	TEL
1	嘉手納町	町民保険課	(代)098-956-1111
2	金武町	住民生活課	098-968-2116
3	久米島町	福祉課	098-985-7124
4	竹富町	健康づくり課	0980-82-7519
5	北谷町	保健衛生課	(代)098-936-1234
6	西原町	健康保険課	098-911-9163

	町	課名	TEL
7	南風原町	国保年金課	098-889-4418
8	本部町	健康づくり推進課	0980-47-2701
9	八重瀬町	健康保険課	098-998-2210
10	与那国町	長寿福祉課	0980-87-3575
11	与那原町	健康保険課	098-945-2204

	村	課名	TEL
1	粟国村	民生課	098-988-2017
2	伊江村	住民課	0980-49-2002
3	伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819
4	伊平屋村	住民課	0980-46-2142
5	大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003
6	恩納村	健康保険課	098-966-1217
7	北大東村	福祉衛生課	09802-3-4055
8	北中城村	健康保険課	098-935-2267
9	宜野座村	健康福祉課	098-968-3253
10	国頭村	福祉課	0980-41-2765

	村	課名	TEL
11	座間味村	住民課	098-896-4045
12	多良間村	住民福祉課	0980-79-2623
13	渡嘉敷村	民生課	098-987-2322
14	渡名喜村	民生課	098-989-2317
15	中城村	健康保険課	098-895-2171
16	今帰仁村	福祉保険課	0980-56-4189
17	東村	福祉保険課	0980-43-2202
18	南大東村	福祉民生課	09802-2-2036
19	読谷村	健康保険課	098-982-9212

41 国民年金保険の保険料免除制度について

20歳以上60歳未満の方は国民年金保険に加入しなければなりません。しかし失業で経済的に保険料の納付が困難な場合には、特例で納付を免除する制度があります。

手続き等については、下記の年金事務所にお問い合わせください。

年金事務所名	TEL
那覇年金事務所	098-855-1111
浦添年金事務所	098-877-0343
コザ年金事務所	098-933-2267

年金事務所名	TEL
名護年金事務所	0980-52-2522
平良年金事務所	0980-72-3650
石垣年金事務所	0980-82-9211

42 分庁・関連施設のご案内

下記の施設では、求人検索・職業相談・職業紹介のみを行っています。

※給付の手続きは裏表紙に掲載しているハローワーク（船員については地方運輸局）でしか行えませんのでご注意ください。

※開庁日・時間は施設によって異なりますのでご注意ください。

※時間には余裕をもって来所くださいますようお願いいたします。

ハローワークプラザ

	所在地	電話番号
ハローワークプラザ那覇	那覇市泉崎 1-20-1 カフーナ旭橋 A 街区 6 階	098-867-8010
ハローワークプラザ沖縄	沖縄市中央 2-28-1 旧コリンザ 3 階	098-939-8010

ふるさとハローワーク

	所在地	電話番号
浦添市	浦添市安波茶 1-1-1 浦添市役所 1 階	098-876-0734
豊見城市	豊見城市宜保 1-1-1 豊見城市役所 1 階	098-856-3335
糸満市	糸満市潮崎町 1-1 糸満市役所 1 階	098-840-8184
宜野湾市	宜野湾市野嵩 1-1-1 宜野湾市役所敷地内	098-893-5588
うるま市	うるま市みどり町 1-1-1 うるま市役所本庁舎西棟 1 階	098-973-5614

グジョブセンターおきなわ

	所在地	電話番号
グジョブセンターおきなわ	那覇市泉崎 1-20-1 カフーナ旭橋 A 街区 6 階	098-865-5006
グジョブセンターおきなわ 中部サテライト	沖縄市中央 2-28-1 旧コリンザ 3 階	098-939-8155

43 労働基準監督署のご案内

労働基準行政の第一線機関として、労働基準法をはじめ所管する法律に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労働基準監督署 開庁日：月～金 8:30～17:15 閉庁日：土・日・祝日・年末年始

	所在地	電話番号
那覇労働基準監督署	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 2 階	TEL 098-868-3344 FAX 098-868-1390
沖縄労働基準監督署	沖縄市住吉 1-23-1 沖縄労働総合庁舎 3 階	TEL 098-982-1263 FAX 098-939-3193
名護労働基準監督署	名護市字宮里 452-3 名護地方合同庁舎 1 階	TEL 0980-52-2691 FAX 0980-53-2304
宮古労働基準監督署	宮古島市平良字下里 1016 平良地方合同庁舎 1 階	TEL 0980-72-2303 FAX 0980-72-1846
八重山労働基準監督署	石垣市字登野城 55-4 石垣地方合同庁舎 2 階	TEL 0980-82-2344 FAX 0980-82-9445

ハローワーク以外での求職活動

インターネットを利用した求職活動

厚生労働省では、ハローワークの求人情報をインターネット上で見られるようにしている他、民間の職業紹介事業者や求人情報提供事業者等の機関が保有する求人情報のインデックス情報を1度に検索するサービスも提供しています。早期の再就職のためぜひご利用ください。

ただし、インターネット上の各種サービスを閲覧して利用するだけでは、求職活動実績には含まれませんので、ご注意ください（「14 求職活動実績にはどんなものがあるの？」をご覧ください。）。

ハローワークインターネットサービス

ハローワークでは、全国ネットワークを活かし、多くの求人情報を揃えています。このハローワークの求人情報のうち、事業主の方がインターネット上にも掲載することを希望したものについては、「ハローワークインターネットサービス」の求人情報検索を利用することで、ご希望の条件に見合った求人を探することができます。また、就職活動の役に立つ情報も掲載しています。

(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)

ハローワーク以外の職業紹介事業者を利用した求職活動

ハローワーク以外に、地方自治体や民間の職業紹介事業者でも職業相談・職業紹介等を行っています。これらの職業紹介事業者は、それぞれハローワークとは異なる特徴や得意分野がありますので、ご希望に応じたサービスの提供を受けることができます。

ハローワークでは、民間の職業紹介事業者等のサービス内容に関して情報提供を行っていますので、ご利用ください。厚生労働省のホームページでも閲覧することができます。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000039531.html>)

これらの職業紹介事業者が行う職業相談や職業紹介は求職活動実績に含まれますので、忘れずに認定日に申告をしてください。

なお、民間の職業紹介事業者が行うサービスには、有料のものがある場合がありますので、事前に十分ご確認ください。

採用証明書

別紙 1

本人記入欄

被保険者番号	—	—
支給番号	—	—
フリガナ 氏名	生年月日	昭和 平成 年 月 日
(〒) 住所	(電話 ())	

この採用証明書は、正しい雇用年月日を把握し、適正な給付を行うため、事業主の皆様にご証明していただくものです。必ず出勤簿、タイムカード、労働者名簿等の関係書類を確認の上、証明してください。

万一、雇用年月日を事実と相違して記載し、それが不正受給につながる場合は、雇用保険法第10条の4第2項により失業等給付を受けた者と連帯して返還及び納付していただく場合があります。

事業主記入欄

①雇用（予定）年月日 (試用期間を含む。)	年 月 日	②雇用の内定日	年 月 日
③雇用（予定）年月日以前に臨時、アルバイト、日雇い等で働いた期間の有無(該当する箇所を○で囲んでください)。 ※裏面【記入上の注意】を必ずご参照ください。	ア 無し イ 有り(具体的な就労期間を記入してください)。 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
④雇用期間の定め	無 ・ 有 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
雇用契約期間更新の見込み	無 ・ 有 (一年を超える雇用の見込み 有 ・ 無)		
⑤一週間の所定労働時間	時間		
⑥職 種			
⑦今回採用された方の採用経路について、以下の項目の該当する箇所を○で囲んでください。 ア ハローワーク(船員については地方運輸局)の紹介(関連機関含む) ウ 求人広告、新聞折り込み等 イ 職業紹介事業者の紹介 エ 知人、取引先等の紹介			
上記のとおり相違ないことを証明します。			
公共職業安定所長 地方運輸局長 殿		法人の場合は法人代表印、 個人事業主の場合は代表者の印鑑を 押印願います	
年 月 日			
事業所 所在地			
名 称			
代表者名		印	
電 話			
適用事業所番号		— —	

ハローワーク(船員については地方運輸局)では、各種技能を持たれた方々が多数仕事を探されています。

1 今後の採用予定
 ある ない

2 現在、ハローワーク(船員については地方運輸局)に求人を出していただいていますか?
 出している 出していない

職種	採用予定人数	採用の時期
		月頃
		月頃

ハローワーク処理欄

帳票種別	1 0 2 1 4
項目番号	就職 — —

記入担当者氏名 _____

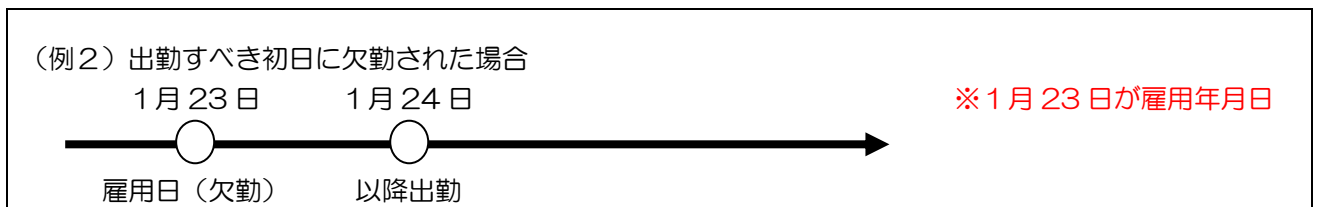
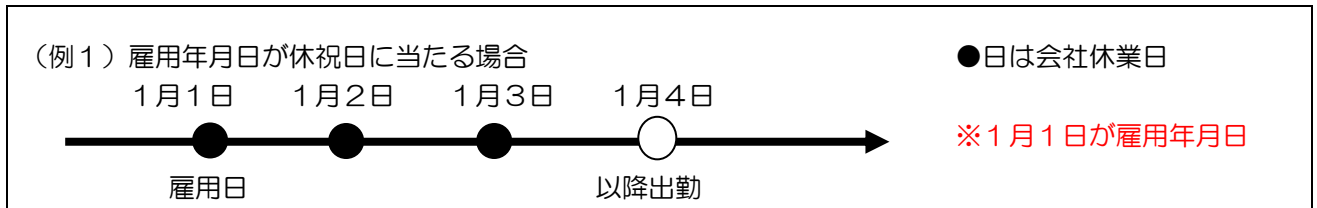
部 署・役 職 _____

事業主のみなさまへ

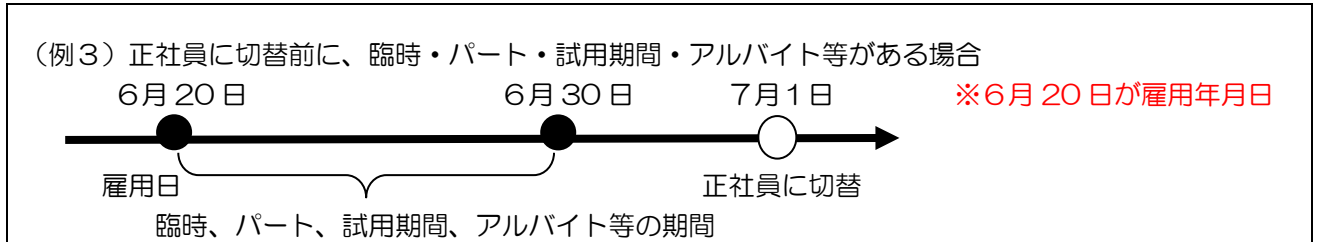
(ハローワーク (船員については地方運輸局) からのお願い)

【記入上の注意】

- 1 「雇用年月日」については、まず、社員や従業員として、いつから在籍されているかを確認してください。「雇用年月日」は、本人との間で取り決めをされた「在籍となる初日」のことをいいます。通常は、「最初に出勤される予定の日」や「実際に出勤された日」となりますが、「在籍となる初日」と最初に出勤される日が異なる場合があるので、ご注意ください。



- 2 「在籍となる初日」には、正社員や本採用に限らず、臨時やパート、見習い、試用、研修等で在籍している期間も含まれます。



採用された方は失業給付の手続きをされている方で、この「採用証明書」をハローワーク (船員については地方運輸局) に提出することで、失業給付を受給したりすることができます。採用された方から依頼がありましたら、すみやかに記入して採用された方にお渡しになるか、ハローワーク (船員については地方運輸局) へ提出をお願いします。

雇用保険の加入要件を満たす方の取得手続きは、表面記載の被保険者番号にてすみやかに届出をお願いします。

問 い 合 わ せ 先	ハローワーク那覇 2階 給付課	098-866-8609 (11#)	沖縄総合事務局 運輸部船舶船員課	098-866-1838
	ハローワーク沖縄 2階 給付課	98-939-3200 (11#)	宮古運輸事務所	0980-72-4990
	ハローワーク名護 2階 管理課	0980-52-2810	八重山運輸事務所	0980-82-4772
	ハローワーク宮古 1階 管理課	0980-72-3329		
	ハローワーク八重山 1階 管理課	0980-82-2327		

面接証明書

住 所

.....

氏 名

.....

上記の者について、以下のとおり、当社の採用試験(面接)を行いました。

採用試験(面接) 実施日時	年 月 日 時 分 から
	年 月 日 時 分 まで

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

公共職業安定所長
地方運輸局長 殿

所在地

名 称

事業所

代表者名

電話番号

事業主のみなさまへ

(ハローワーク（船員については地方運輸局）からのお願い)

面接された方は失業給付の手続きをされている方で、この「面接証明書」をハローワーク（船員については地方運輸局）に提出することで、失業給付を受給したりすることができます。面接された方から依頼がありましたら、すみやかに記入して面接された方にお渡し下さいますようお願いいたします。

問い合わせ先	
ハローワーク那覇 2階 給付課	098-866-8609 (11#)
ハローワーク沖縄 2階 給付課	098-939-3200 (11#)
ハローワーク名護 2階 管理課	0980-52-2810
ハローワーク宮古 1階 管理課	0980-72-3329
ハローワーク八重山 1階 管理課	0980-82-2327
沖縄総合事務局 運輸部船舶船員課	098-866-1838
宮古運輸事務所	0980-72-4990
八重山運輸事務所	0980-82-4772

傷病証明書

支給番号

 - -

住所

氏名

生年月日

年

月

日生

傷病等の状態 及びその程度	
傷病等のため職 業に就くことがで きなかつたと認め られる期間	年 月 日 から 日間 年 月 日 まで

上記のとおり証明します。

年 月 日

 公共職業安定所長
 地方運輸局長 殿

所在地

 医師又は
 診療担当者名

医療機関のみなさまへ

(ハローワーク（船員については地方運輸局）からのお願い)

受診された方は失業給付の手続きをされている方で、この「傷病証明書」をハローワーク（船員については地方運輸局）に提出することで、失業給付を受給したりすることができます。受診された方から依頼がありましたら、すみやかに記入して診察された方にお渡し下さいますようお願いいたします。

なお、「傷病のため働くことができなかつたと認められる期間」が15日以上の場合は記入して頂く書類が異なります。その場合は、お手数ですが受診された方にその旨を伝えて、該当する書類を再度持参するようお願い頂くか、下記にご連絡下さいますようお願いいたします。

●傷病のため働くことができなかつたと認められる期間

15日未満 ⇒ 「傷病証明書」

15日以上 ⇒ 「傷病手当支給申請書」

問い合わせ先	
ハローワーク那覇 2階 給付課	098-866-8609 (11#)
ハローワーク沖縄 2階 給付課	098-939-3200 (11#)
ハローワーク名護 2階 管理課	0980-52-2810
ハローワーク宮古 1階 管理課	0980-72-3329
ハローワーク八重山 1階 管理課	0980-82-2327
沖縄総合事務局 運輸部船舶船員課	098-866-1838
宮古運輸事務所	0980-72-4990
八重山運輸事務所	0980-82-4772

事業主のみなさまへ

(ハローワーク（船員については地方運輸局）からのお願い)

退職された方は失業給付の手続きをされている方で、この「離職状況証明書」をハローワーク（船員については地方運輸局）に提出することで、失業給付を受給したりすることができます。退職された方から依頼がありましたら、すみやかに記入して退職された方にお渡し下さいますようお願いいたします。

※退職者が雇用保険に加入していた場合は、この「離職状況証明書」ではなく「雇用保険被保険者離職票1・2」もしくは「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の交付が必要となります。

問い合わせ先	
ハローワーク那覇 2階 給付課	098-866-8609 (11#)
ハローワーク沖縄 2階 給付課	098-939-3200 (11#)
ハローワーク名護 2階 管理課	0980-52-2810
ハローワーク宮古 1階 管理課	0980-72-3329
ハローワーク八重山 1階 管理課	0980-82-2327
沖縄総合事務局 運輸部船舶船員課	098-866-1838
宮古運輸事務所	0980-72-4990
八重山運輸事務所	0980-82-4772

※支給番号 — —

就 労 証 明 書

フリガナ
氏 名 _____

生年月日 昭和/平成 年 月 日

住 所 _____

就労年月日 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 までの _____ 日間

就労した日は○印を下のカレンダーに記入してください

月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

1日あたりの就労時間 _____ 時 分 ~ _____ 時 分の 時間

就労内容 _____

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿
地方運輸局長

事業所 名称
所在地
電話番号
事業主 氏 名

印

※

受理 印	
---------	--

事業主のみなさまへ

(ハローワーク（船員については地方運輸局）からのお願い)

就労された方は失業給付の手続きをされている方で、この「就労証明書」をハローワーク（船員については地方運輸局）に提出することで、失業給付を受給したりすることができます。就労された方から依頼がありましたら、すみやかに記入して就労された方にお渡し下さいますようお願いいたします。

問い合わせ先	
ハローワーク那覇 2階 給付課	098-866-8609 (11#)
ハローワーク沖縄 2階 給付課	098-939-3200 (11#)
ハローワーク名護 2階 管理課	0980-52-2810
ハローワーク宮古 1階 管理課	0980-72-3329
ハローワーク八重山 1階 管理課	0980-82-2327
沖縄総合事務局 運輸部船舶船員課	098-866-1838
宮古運輸事務所	0980-72-4990
八重山運輸事務所	0980-82-4772

週型カレンダー 令和4年（2022年）

（あなたの認定日・呼出日等に印をつけましょう）

曜日型 ↓ 週型		日 月 火 水 木 金 土	曜日型 ↓ 週型	日 月 火 水 木 金 土	曜日型 ↓ 週型	日 月 火 水 木 金 土
1月	4		1	1 2 3 4 5 6 7	3	
	1	2 3 4 5 6 7 8	2	8 9 10 11 12 13 14	4	4 5 6 7 8 9 10
	2	9 10 11 12 13 14 15	3	15 16 17 18 19 20 21	1	11 12 13 14 15 16 17
	3	16 17 18 19 20 21 22	4	22 23 24 25 26 27 28	2	18 19 20 21 22 23 24
	4	23 24 25 26 27 28 29	1	29 30 31	3	25 26 27 28 29 30
1	30 31	2		4		
2月	1		1	1 2 3 4 5	3	
	2	6 7 8 9 10 11 12	2	6 7 8 9 10 11	4	2 3 4 5 6 7 8
	3	13 14 15 16 17 18 19	3	12 13 14 15 16 17 18	1	9 10 11 12 13 14 15
	4	20 21 22 23 24 25 26	4	19 20 21 22 23 24 25	2	16 17 18 19 20 21 22
	1	27 28	1	26 27 28 29 30	3	23 24 25 26 27 28 29
2		2		4	30 31	
3月	1		1	1 2 3 4 5	4	
	2	6 7 8 9 10 11 12	2	3 4 5 6 7 8 9	1	6 7 8 9 10 11 12
	3	13 14 15 16 17 18 19	3	10 11 12 13 14 15 16	2	13 14 15 16 17 18 19
	4	20 21 22 23 24 25 26	4	17 18 19 20 21 22 23	3	20 21 22 23 24 25 26
	1	27 28 29 30 31	1	24 25 26 27 28 29 30	4	27 28 29 30
2		2	31			
4月	1		1	1 2	4	
	2	3 4 5 6 7 8 9	2	7 8 9 10 11 12 13	1	4 5 6 7 8 9 10
	3	10 11 12 13 14 15 16	3	14 15 16 17 18 19 20	2	11 12 13 14 15 16 17
	4	17 18 19 20 21 22 23	4	21 22 23 24 25 26 27	3	18 19 20 21 22 23 24
	1	24 25 26 27 28 29 30	1	28 29 30 31	4	25 26 27 28 29 30 31
2		2				

ハローワーク

開庁日：月～金 8:30～17:15

閉庁日：土・日・祝日・年末年始（カレンダーの赤い日付部分）

週型カレンダー

(あなたの認定日・呼出日等に印をつけましょう)

令和5年(2023年)

曜日型		日	月	火	水	木	金	土	曜日型		日	月	火	水	木	金	土	曜日型		日	月	火	水	木	金	土	
週型	↓								週型	↓								週型	↓								
1月	1	1	2	3	4	5	6	7	5月	2	1	2	3	4	5	6	9月	3							1	2	
	2	8	9	10	11	12	13	14		3	7	8	9	10	11	12		13	4	3	4	5	6	7	8	9	
	3	15	16	17	18	19	20	21		4	14	15	16	17	18	19		20	1	10	11	12	13	14	15	16	
	4	22	23	24	25	26	27	28		1	21	22	23	24	25	26		27	2	17	18	19	20	21	22	23	
	1	29	30	31						2	28	29	30	31					3	24	25	26	27	28	29	30	
2月	1				1	2	3	4	6月	2				1	2	3	10月	4	1	2	3	4	5	6	7		
	2	5	6	7	8	9	10	11		3	4	5	6	7	8	9		10	1	8	9	10	11	12	13	14	
	3	12	13	14	15	16	17	18		4	11	12	13	14	15	16		17	2	15	16	17	18	19	20	21	
	4	19	20	21	22	23	24	25		1	18	19	20	21	22	23		24	3	22	23	24	25	26	27	28	
	1	26	27	28						2	25	26	27	28	29	30			4	29	30	31					
3月	1				1	2	3	4	7月	2						1	11月	4				1	2	3	4		
	2	5	6	7	8	9	10	11		3	2	3	4	5	6	7		8	1	5	6	7	8	9	10	11	
	3	12	13	14	15	16	17	18		4	9	10	11	12	13	14		15	2	12	13	14	15	16	17	18	
	4	19	20	21	22	23	24	25		1	16	17	18	19	20	21		22	22	3	19	20	21	22	23	24	25
	1	26	27	28	29	30	31			2	23	24	25	26	27	28		29	4	26	27	28	29	30			
4月	1							1	8月	3		1	2	3	4	5	12月	4						1	2		
	2	2	3	4	5	6	7	8		4	6	7	8	9	10	11		12	1	3	4	5	6	7	8	9	
	3	9	10	11	12	13	14	15		1	13	14	15	16	17	18		19	2	10	11	12	13	14	15	16	
	4	16	17	18	19	20	21	22		2	20	21	22	23	24	25		26	26	3	17	18	19	20	21	22	23
	1	23	24	25	26	27	28	29		3	27	28	29	30	31			4	24	25	26	27	28	29	30		
2	30																1	31									

令和6年(2024年)

曜日型		日	月	火	水	木	金	土	曜日型		日	月	火	水	木	金	土	曜日型		日	月	火	水	木	金	土	
週型	↓								週型	↓								週型	↓								
1月	1	1	2	3	4	5	6	5月	2			1	2	3	4	9月	4	1	2	3	4	5	6	7			
	2	7	8	9	10	11	12		13	3	5	6	7	8	9		10	11	1	8	9	10	11	12	13	14	
	3	14	15	16	17	18	19		20	4	12	13	14	15	16		17	18	2	15	16	17	18	19	20	21	
	4	21	22	23	24	25	26		27	1	19	20	21	22	23		24	25	3	22	23	24	25	26	27	28	
	1	28	29	30	31					2	26	27	28	29	30		31	4	29	30							
2月	1				1	2	3	6月	2						1	10月	4				1	2	3	4	5		
	2	4	5	6	7	8	9		10	3	2	3	4	5	6		7	8	1	6	7	8	9	10	11	12	
	3	11	12	13	14	15	16		17	4	9	10	11	12	13		14	15	2	13	14	15	16	17	18	19	
	4	18	19	20	21	22	23		24	1	16	17	18	19	20		21	22	22	3	20	21	22	23	24	25	26
	1	25	26	27	28	29				2	23	24	25	26	27		28	29	4	27	28	29	30	31			
3月	1						1	2	7月	3		1	2	3	4	5	6	11月	4					1	2		
	2	3	4	5	6	7	8	9		4	7	8	9	10	11	12	13		1	3	4	5	6	7	8	9	
	3	10	11	12	13	14	15	16		1	14	15	16	17	18	19	20		2	10	11	12	13	14	15	16	
	4	17	18	19	20	21	22	23		2	21	22	23	24	25	26	27		27	3	17	18	19	20	21	22	23
	1	24	25	26	27	28	29	30		3	28	29	30	31		4	24		25	26	27	28	29	30			
4月	2							1	8月	3					1	2	3	12月	1	1	2	3	4	5	6	7	
	3	7	8	9	10	11	12	13		4	4	5	6	7	8	9	10		1	8	9	10	11	12	13	14	
	4	14	15	16	17	18	19	20		1	11	12	13	14	15	16	17		2	15	16	17	18	19	20	21	
	1	21	22	23	24	25	26	27		2	18	19	20	21	22	23	24		24	3	22	23	24	25	26	27	28
	2	28	29	30						3	25	26	27	28	29	30	31		4	29	30	31					

※ 春分の日、秋分の日は未定

ハローワーク

開庁日: 月~金 8:30~17:15

閉庁日: 土・日・祝日・年末年始 (カレンダーの赤い日付部分)

主な手続き一覧

手続きを必要とするとき	手続きの期限	必要な書類	添付書類 及び証明者	該当ページ
病気、けが、妊娠、出産、育児、親族の看護などのため、受給期間の延長をしようとするとき	職業に就くことができなくなった期間が30日に至った日の翌日以降、早期にすることが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、可能	受給期間延長等申請書、受給資格者証	母子手帳、診断書等	20ページ
離職後に事業を開始等したため、受給期間の特例を受けようとするとき。	原則として離職後に事業を開始等した日から2か月以内	受給期間延長等申請書、受給資格者証	事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類	21ページ
就職または事業を開始することが決まったとき	原則として、就職日の前日	雇用(採用年月日)証明書、受給資格者証	就職先事業主	24ページ
早期に再就職したとき	就職した日の翌日から1か月以内	再就職手当支給申請書、受給資格者証	就職先事業主	24ページ
障がい者等の方がハローワークの紹介で就職したとき	就職した日の翌日から1か月以内	常用就職支度手当支給申請書、受給資格者証	就職先事業主	34ページ
氏名や住所等を変更したとき	次の認定日まで（他のハローワーク等の管轄地域へ移転するときは事前に）	受給資格者氏名・住所変更届、受給資格者証	住民票等	38ページ
病気やけがのため引き続き15日以上働けないとき	治った直後の認定日まで（長期傷病の場合は、ハローワーク等にご相談下さい）	傷病手当支給申請書、受給資格者証	診療担当医師	40ページ
死亡した受給者にかわって遺族の方が失業等給付を受給しようとするとき	死亡した日の翌日から6か月以内	未支給失業等給付請求書、受給資格者証	死亡診断書、世帯全部の住民票、戸籍謄本など	41ページ

失業給付Q & A

Q & A	該当頁
<p>Q1 指定された認定日に、用事があって来所できませんでした。次の日に行けば失業給付はもらえますか？</p> <p>A1 指定された認定日に来所して認定を受けなければ、その日に受けるはずであった失業給付は受けられなくなります。その日にどうしても来所できない方は事前にハローワーク等に相談して「認定日を変更できる理由」に該当するか確認してください。</p>	<p>P22 } P23</p>
<p>Q2 失業給付を受給している間は働いてはいけないのですか？</p> <p>A2 正しい申告をすれば可能です。ただ、働く内容によって減額支給や支給不可になる場合があります。不正受給とならないためにも、働く場合は、事前に窓口でご相談ください。</p>	<p>P11 } P17</p>
<p>Q3 失業給付を受けている途中で就職が決まったら、もうハローワーク等に行く必要はないのですか？</p> <p>A3 就職日の前日に窓口で就職報告の手続きをした場合は、就職の前日までの分の受給と、要件等があれば再就職手当等も受給することができます。</p>	<p>P24 } P28</p>
<p>Q4 暴風警報がでていますが、認定日には必ず行かなければいけませんか？</p> <p>A4 暴風警報発令中は、来庁者の安全確保のため認定業務は行いません。暴風警報が解除された日の翌日以降すみやかに来所して、証明認定（暴風警報に係る証明書は不要です。）、認定日の変更の取り扱いを受けてください。 なお、認定日変更の取り扱いが受けられるのは、次の認定日の前日までとなります。</p>	<p>P23</p>

厚生労働省HPIに雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>



あなたの失業給付に関する担当窓口

わからないこと等がありましたら、ご自分で判断せずに必ず窓口へおたずねください。

開庁日：月～金 8：30～17：15 閉庁日：土・日・祝日・年末年始

所 名	所 在 地	電話番号・FAX番号
ハローワーク那覇 給付課	〒900-8601 那覇市おもろまち1-3-25 (2階)	TEL：098-866-8609 (11#) FAX：098-866-0808
ハローワーク沖縄 給付課	〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 (2階)	TEL：098-939-3200 (11#) FAX：098-939-3209
ハローワーク名護 管理課	〒905-0021 名護市東江4-3-12 (2階)	TEL：0980-52-2810 FAX：0980-52-4091
ハローワーク宮古 管理課	〒906-0013 宮古島市平良字下里1020	TEL：0980-72-3329 FAX：0980-73-6834
ハローワーク八重山 管理課	〒907-0004 石垣市登野城55-4 (1階)	TEL：0980-82-2327 FAX：0980-82-2358

(船員として就職を希望する方)

沖縄総合事務局 運輸部船舶船員課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 (5階)	TEL：098-866-1838 FAX：098-860-2236
宮古運輸事務所	〒906-0013 宮古島市平良字下里1037-1	TEL：0980-72-4990 FAX：0980-73-3861
八重山運輸事務所	〒907-0002 石垣市字真栄里863-15	TEL：0980-82-4772 FAX：0980-83-5065

※手続き・相談に時間がかかることがありますので、時間に余裕をもって来所くださいますようお願いいたします。(R4.10作成)